

明治十八年六月以降分

457

續譯書雜類

第八集

十九年三月訂

文書課

司 法 省 文 庫			
和	雜	書	門
三	六	六	五
共	八	冊	架
函	號	部	門

XB
S
2

明治十八年六月以降

XB100
S 3
2 h

續譯書雜類
三集

十九年三月訂
文書課

目次

一 死亡者ノ相続人アラサル場合ニ於テ其遺
 産ヲ因庫ニ没入スル処分手續并ニ遺産役
 入後死亡者カ生前ノ受寄物返還又ハ期滿
 効ニ至ラサル負債ノ弁償請求手續

二 司法官吏其職務ヲ行フニ當リ故意ヲ以テ
 又ハ罪ヲ犯シテ人民ニ損害ヲ加ヘタル片
 人民ヨリ之ニ対シテ損害賠償ノ訴訟ヲ為
 ス手續

三 訴答書例

四 裁判調書式

五 人民ヨリ無印紙ノ証各類ヲ宛出シタル片

官吏誤テ受取タル場合ニ於テ刑法上ノ責
任ノ1

六 後見人ノ権限

七 刑法第百二十一条及第百廿五条内亂ニ関
スル罪

八 書目

九 輕罪裁判所ニ於テ審理スル現行犯罪ニ付
千八百六十三年五月廿日ノ法

十 支那国拷問ノ種類

十一 治安裁判官ニ属スル裁判外ノ権限

十二 院及裁判所長ノ職務

十三 無争裁判事件

十四 白紙委任状ノ件

十五 同

十六 懲戒ノ点ニ於ケル裁判所ノ階級

十七 証書ヲ登記スルト云フ事ノ解

十八 獨逸裁判所稿成法ニ佛法ヲ对照ス

死亡者ノ相続人アラサル場合ニ於テ其遺財ヲ
国库ニ没入スル時其處分ノ手續並其没入セシ
後死亡者カ生前ノ受托物又ハ時効ニ至ラサル
負債ノ返還ヲ附托人又ハ貸主ヨリ請求スル片
其請求及ヒ處分ノ手續トモ英佛独三國之法例
致承知度美奈御取調有之度矣也

明治十八年六月十一日

民法局

反訳課御中

第一〇死亡者ノ相続人アライル場合ニ於テ

其遺産ヲ國庫ニ没入スル処分手續

相続人アラカル死亡者ノ遺産ヲ國庫ニ没入ス

ルハ國領財産管理局ニ於テ管掌スルノ事務ノ

一ニ居レリ而シテ國領財産管理局ハ之カ為メ

ニハ左ノ手續ヲ為ス可キモノトス

第一 治安判事ヲシテ死亡者ノ遺産ニ封印

ヲ附セシムル一 〇民法訴訟法第七百九十九條

参考

第二 公証人ヲシテ死亡者ノ動不動産ノ目

録ヲ作ラシムル一 〇民法訴訟法第六十九

以下三條

第三 遺產占有ノ請求ヲ公ニスル_(七民法第)

新

遺產占有ノ請求アルハ裁判所ニ於テ其旨ヲ記載セル唇面ヲ作り其写ヲ司法卿ニ差出し司法卿ハ之ヲモニト_(一)ル新聞_(官報)ニ登載セシム可シ又相続開始ノ地ニ於テ三ヶ月ヲ隔テ、三次遺產占有請求ノ_(一)ヲ揭示ス可シ

_(八十八百六十年七月)

第四 遺產占有ノ請求アリシヨリ一ケ年ヲ経タル後相続開始ノ地ノ裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聴キタル上遺產占有ノ言渡ヲ為ス可キモノトス_(七民法第)

若シ右ノ手續ヲ履マヌシテ相続人アラサル死_(七)者ノ遺產ヲ_(七)國庫ニ没入スルハ遺產占有ヨリ三ケ年間ニ相続人ノ出テ来ルニ於テハ場合ニヨリ國庫ハ相続人ニ對シテ損害ノ賠償ヲ為カ、ルヲ得カ_(一)アル可シ

第二〇 遺產没入後死亡者カ生前ノ受寄物返還又ハ期満効ニ至ラカ_(一)ル負債ノ弁償請求手續

國庫ニ於テ相続人アラサル死亡者ノ遺產ヲ没入スルハ其權利義務ヲ継承スル_(一)畧ホ尋常相続人ト異ナル所ナシ故國庫モ亦受寄物返還及ヒ負債弁償ノ義務ヲ負フモノトス_(七)

民法第百七十七條

論第八十二卷(然レ氏右ノ場合ニ特別ナル手續ヲ
 キヲ以テ政府ノ公私領ニ関スル普通訴訟手續
 ニ從ヒ縣令ニ付シテ司法裁判所ニ出訴ス可キ
 モノト思考ス而シテ右普通訴訟手續ハ左ノ如
 シ
 原告ハ主意各ヲ縣令ニ差出シ(相續開始ノ地ノ
 縣令ナル可シ)縣令ハ之ヲ國領財産管理局長ニ
 通知シテ其意見ヲ聽ク縣令ハ通知後一ヶ月ヲ
 経テ原告ノ主意各ニ其意見ヲ附シ八日內ニ意
 見各ノ写ヲ國領財産管理局長ニ送附ス該局長
 ハ同シク夫レヨリ八日內ニ其意見ヲ附シテ縣
 令ヨリ送付アリタル各類ヲ局員ニ示ス可シ若

シ縣令ニ於テ政府ノ申分裁判所ニ於テ立ツ可
 シト思料スルハ大藏卿ノ許可ヲ待タスシテ
 訴訟ニ掛リ且ツ其意見各ノ写ヲ豫メ原告ニ送
 附シ其意見ヲ通知スルヲ得可シ若シ之ニ反
 シテ縣令ハ原告ノ申分立ツ可シト思料スルハ
 ハ原告ニ其意見各ヲ送附スルヲ得ス且ツ八日
 內ニ其意見各ノ写ヲ大藏卿ニ差出ス可シ大藏
 卿ハ國領財産管理局ノ意見ヲ聽キタル後縣令
 ノ意見ノ当否ヲ決ス
 又原告人民ニ於テ代言人代訟人ヲ差出スルハ
 政府ニ於テモ縣令ハ場合ニヨリ國領財産管理
 局長ノ推挙スル代言人代訟人ヲ撰定スルヲ得

ル可シ肝八晒ハ三六寸藏脚達七

書法省

質問

司法官更其職務ヲ行フニ当リ故意ヲ以テ又ハ
罪ヲ犯シテ人民ニ損害ヲ加ヘタル時人民ヨリ
之ニ対シテ損害要償ノ訴訟ヲ提起スルニハ
別段ノ手續ヲ要スルヤ又ハ通常ノ手續ヲ以テ
スルヤ英佛獨三ヶ国ニ於ケルノ手續ハ如何

司法省

答案

従来佛国ニ於テハ人民ヨリ法官裁判官ニ対シテ損害要償ノ訴ヲ為スニハ必ス訴訟法第五百五条以下ニ依リ特別ノ手續ヲ履ムヘキモノト為セリ其畧記ニ対スル訴ニハ通常ノ手續ヲ用ユルヲ以テ一般ノ規則ト為スト虽モ亦例外ノ場合アリテ右ノ特別手續ニ従フヘキトアリキ然ルニ千八百七十年九月十九日ノ布告ヲ發シタルニ至リ特別手續カ發セラレタル乎否ニ就キ學者ノ議論數派ニ岐カレタリ而モ其猶存在スルヲ主張スル者アルヲ以テ今先ツ回来ノ特別手續ヲ述ヘ然ル後チ千八百七十年ノ布告

及之談布告ニ就キテノ議論ヲ揭クヘシ

○司法官吏ニ対スル訴ノ特別手續

甲 法官ニ対スル訴

一 特別管轄

第一、治安裁判官始審裁判所又ハ始審裁判所ノ裁判官檢察官控訴院又ハ重罪院ノ裁判官檢察官ニ対スル訴ハ管轄控訴ニ之ヲ為スヘシ
第二、控訴院中ノ一局又ハ扣訴院、重罪院ニ対スル訴ハ大審院願付局ニ之ヲ為シ而シテ許可ヲ得タルニ於テハ同院民事局ニ之ヲ為スヘシ

第三、大審院ノ裁判官檢察官又ハ同院中ノ一局ニ対スル訴ハ同院各局總會ニ之ヲ為スヘシ

第四、大審院ニ対シテハ訴ヲ為ス1ヲ得ス何トナレハ法官ニ対スル訴ハ通常ノ場合ニ於ケル管轄裁判所ヨリ一層高等ナル裁判所ニ之ヲ為スヲ以テ原則ト為スモノナルニ大審院ヨリ高等ナル裁判所ハ之レヲラリレハナリ

二 特別法式

第一、法官ニ対スル訴ハ勸解ヲ經ルニ及ハス然レモ豫メ其訴ヲ為サントスル裁

判所ノ許可ヲ受ケルヘカラス因リ
 テ原告人又ハ其代人ハ願合ニ署名シ
 代訟人ヲシテ之レヲ裁判所ニ差出サ
 シムヘシ（通常ノ場合ニ於テハ代訟人
 為リス）其文面ノ如キモ訴フル所ノ法官
 ニ対シ決シテ不敬ノ言辞ヲ用井ルヘ
 カラス若シ之ヲ犯ス片ハ本人ハ罰金
 代証人ハ停職ノ処分ヲ受クヘシ
 第二 石ノ裁判所ニ於テハ原告人及ヒ訴ヘ
 ラレタル法官ノ申立ヲ聽カス會議局
 ニ於テ議決シ許否ノ申渡ヲ為スヘシ
 而シテ若シ原告人ノ願カ棄却セラレ

タルニ於テハ原告人ハ其對手タル法
 官ニ払フヘキ賠償金額ノ外三百フテ
 シノ罰金ヲ申渡サルヘシ若シ又其願
 カ許可セラレタルニ於テハ訴ヘラレ
 タル法官ニ三日内ニ談願合ヲ送達ス
 ヘク而シテ談法官ハ八日内ニ答弁合
 ヲ差出ヌヘシ

且談法官ハ其賠償ヲ訴ヘラレタル事
 件ノ審理ヲ直ニ差控フヘク暨ヒ談原
 告人又ハ其直系ノ血属親又ハ其配偶
 者カ談裁判所ニ他ノ訴訟ヲ為スニ於
 テハ其審理ヲモ直ニ差控フヘシ若シ

之ニ背クキハ其裁判ハ無効タルヘシ
第三 法官ニ対スルノ訴ハ公廷ニ於テ之ヲ

審理スヘク且其他秩序ニ関スル訴訟

ト一般檢察官ニ之ヲ通知スヘシ而シ

テ扣訴院ニ於テ之ヲ裁判スル時ハ各

局總會ニ於テ裁判スヘク大審院ニ於

テハ通常ノ法式ニ循フヘシ

以上ノ手續ハ人民ヨリ法官ニ対シ民事裁判所

ニ出訴シタル場合ニ於テハ必ス用井ルヘキモ

ノナリ若シ夫レ法官カ既ニ公訴セラレタル場

合ニ於テ被害者ハ通常手續ニ依リ其民事原告

人ト為リテ損害ノ賠償ヲ求ムルトテ得ル耶將

タ亦必ス前項特別ノ手續ニ依リ民事ノ訴ヲ為

スヘキ耶ノ問題ハ頗フル疑フヘキ者アリト虽

ダロトズ氏カレイ氏ノ如キハ皆民事原告人ト

シテ損害賠償ヲ訴フルコトヲ得ルモノト為セ

リ

七 書記ニ対スル訴

書記ハ原来筆記傳達等ノ事ヲ為スニ止マリテ

法官ニ非ス故ニ之ヲ訴フルニ特別ノ手續ヲ用

井ナルヲ以テ原則ト為ス但沿革法ニ於テ明文

ヲ掲ケ書記ヲ訴フルニ特別ノ手續ヲ用井シム

ル一ノ場合アリ即裁判ヲ為シタル裁判官二十

四時間内ニ其裁判申渡書ニ署名セル時各記ニ

對シテ損害賠償ノ訴ヲ為スノ場合是ナリ（注）罪
三百六十四條及參照（第）

○千八百七十年ノ布告及該布告ニ就キテノ

議論

千八百七十年九月十九日ノ布告ニ曰ク第一條
中其他各種ノ官吏ニ對スル訴ヲ障害スルノ目
的ニ出タル規則ハ其一般法ナルト特別法ナル
トヲ問ハス亦都ラ之ヲ廢ス云々ト此布告カ裁
判官ノ民事上責任ノ範圍ヲ變更シタル乎否ニ
關シテハ議論凡ソ三箇アリ

第一說 法官ニ對シ訴ヲ為スニ就キテノ特
別手續ハ總テ廢セラルル何トナレハ該手續

ヲ設ケタルノ目的ハ官吏ノ或ル部分即司
法官吏ニ對スル訴ヲ障害スルニ在レハナ
リ

第二說 法官ニ對スル訴ノ手續中特別管轄
ノ規則ハ廢止ニ屬セス何トナレハ其規則
ノ目的法官ニ對スル訴ヲ障害スルニ在ラ
スニテ法官ノ榮譽並ニ人民ノ安堵ノ為ニ
一層高等ナル裁判官ヲ之ニ與フルニ在レ
ハナリ然レ氏彼ノ豫メ裁判所ノ許可ヲ得
ハキ條規ノ如キハ所謂障害ナルカ故ニ既
ニ廢止ニ歸スルモノナリ

第三說 法官ニ對スル訴ニ關スル特別手續

ハ総テ廢セラレス何トナレハ千八百七十
年ノ布告ノ立法者カ斯ノ如キ重大ナル問
題ヲ明文ヲモ掲ゲスレテ廢止シタリトイ
フハ眞實ニ非ナルヘケレハナリ(此説ハ裁
判例ノ採ル所ニシテ「ガ」ルソネ「」氏「ヂ」ユク
ロツク「」氏等之ニ從ヘリ)

英米獨仏ニ於テ訴状答答其他論辯各再答答類
ノ支例有之候得ハ至急御取調反訳ノ上御差回
相成度此段及御依頼候也

明治十八年八月一日

民法局

翻譯課御中

訴状

本住所

巴理府モンマルトル街

六十七番地々主

撰定住所

巴理府セントノレー街

二十五番地「セー」又「始審

裁判所」々属本件擔当代

訟人ジエラール氏事務

所

ビエールフランソワ・マルテン

右マルテン氏ノ請求ニ依リ千八百五十年六月

二十五日ヲ以テ当職即ケ巴理府フエシール街二十

一番地住居セー」又始審裁判所々属候矣又々ニ

スラーイス、ドールハ本昏ノ紙尾ニ署名花押シ
タル上今六月六日ヲ以テ巴理府第八區ノ沿革
判事閣下ノ作ラレタル勸解不調々昏ノ謄本ヲ
巴理府フオブールセントノレ一街二十七番地
住居地主アンリルケ、エボアー氏方ニ送達シ同
氏ノ門監ニ面リ之ヲ交付セリ
又右マルテン氏ノ請求ニ依リ当職ハ左ノ件ニ
付右ゲエボアー氏ニ対シ本日ヨリ中八日ヲ隔
テ、午前十時巴理裁判所^後ニ開設セルセリ又姑
審裁判所第一局ノ公廷ニ於テ局長及ヒ判事閣
下ノ面前ニ出廷ス可キ旨ノ呼出状ヲ送達セ
リ

「ゲエボアー」氏ハ千八百三十二年八月二十五
日ヲ以テ「ロ」^マ縣里昂府ニ於テ死亡セシ「テ
オ」フビール氏ノ動不産ノ遺産ヲ収握セリ
「テ」オフビール、マルテン氏ハ訟求人ノ父方ノ
祖父ニシテ訟求人ハ即チ唯一何ノ相続人ナ
ルヲ以テ同氏ノ遺産ヲ獨有スルノ権利アリ
尤モ血統ヲ爭フ者アル中ハ出生及ヒ婚姻ノ
証昏其他正確ノ証拠ニ由リテ之ヲ証明ス可
シ
取戻ノ要求アル遺産ハ即チ五分利ノ公債証
昏二百「フ」ラン及ヒ巴理府「コ」ンテ街二十八番
地ノ家屋ナリ該家屋ニハ備付ノ動産アリテ

マルテンシ氏死亡ノ後公証人がカレシ氏カ在巴
理ノ同業者ト共ニ千八百三十二年九月十五
日以後ニ抗テ作りシ目錄中ニ之カ状況及ヒ
價格ヲ記セリ

「ヂエボア」氏ハ訟求人ニ対シ當ニ其不当ニ
收利スル所ノ動不動産ヲ返還ス可キノ三十
ラス尚ホ且ツ其收得セシ果实及ヒ相続ニ対
シ負債主タル者ヨリ受取りタル利息ノ金額
三万二千八百五十四「フラン」ヲ返還セヨル可
カラス若シ之ヲ争フ者アルハ之ヲ証明ス
可シ

右ノ事由ナルニ依リアンリー、ヂエボア「氏」ニ

対シ曩ニ死亡セシ「テオフヒール、マルテン」氏ノ
動不動産ノ遺物ハ其何タルヲ問ハス悉皆之ヲ
「ヂエール、マルテン」氏ニ返還シ其他「アンリー」ヂ
エボア「氏」カ遺產占有者ノ資格ヲ以テ收得セ
シ悉皆ノ果实利息ノ金額三万二千八百五十四
「フラン」八十「サン」チム及ヒ訟求ノ日ヨリ金額
ニ返還ス可キ旨ノ言渡アラント
且ツアンリー、ヂエボア「氏」ニ対シ訴訟入費ヲ
負擔ス可キ旨ノ言渡アラント

右アンリー、ヂエボア「氏」カ此訴狀訟知ラス
シテ過キヲラニカ為メニ当職ハ前記ノ如ク

面り前記ノ勸解不調々昏及之此訴状ノ謄本
ヲ交付セリ

候吏ノ署名花押

答書

、、始審裁判所々長及之判事閣下ニ白ス
、、年、、月、、日、、氏ノ請求ニ
依リ、、裁判所々屬候吏、、カ送達
セシ訴状中ニ記載セル事件ノ被告人、、住居
氏名職業、、氏及之同代訟人、、氏ハ被告人
、、住居、、氏名職業、、氏及之同代訟
人、、二氏ニ対シ左ノ事實ヲ開陳ス
事實

第一

出訴ニ至リシ所ノ事實ヲ掲ク可シ
右ノ事實ハ能ク注意シテ簡明ニ掲

ク可シ

第二

訴訟手續ヲ詳細ニ掲ク可シ若シ手
続中規則ニ背キシ所アルハ之カ

注意ヲ為ス可シ

第三

所争ノ要点ヲ掲ケ且ツ論シス可キ
所ノ問題ヲ掲ク可シ

辨明

左ノ事項ヲ辨明ス可シ

第一

訴状無効等ノ如キ手續上ノ抗弁方
法

第二

本案上ノ抗弁方法即チ起訴スルノ資格ヲ備ヘサルヲ時効其他不受理ノ理由

第三

本案ニ関スル事実上及ヒ法律上ノ答弁理由

右ノ如ク弁明ヲ為シタル後裁判言渡理由ノ体裁ニテ再ヒ重要ノ論拠ヲ掲クルルヲ如シ

右ノ理由及ヒ其他判官閣下ニ於テ補足アラシムル所ノ理由ニ依リ即チ

右ノ理由ナルニ依リ答弁者ハ判官閣下ニ於テ訴状ノ無効ナルヲ

シテ受理ス可カラサルヲ以テ之ヲ棄却アラシム

且ツ同氏ニ訴訟入費ヲ負擔ス可キノ言渡アラシム

氏ハ、氏ニ対シ此答弁ノ証拠分類ヲ示ス可キノ需メニ應ス可シト云

代訟人署名花押

論弁各

始審裁判所長及ヒ判事閣下ニ白ス

年、月、日、裁判所

所属候夫、カ送達セシ訴状ニ於テノ原告
人、年、月、日左記ノ、
氏ヨリ送達セシメタル答弁書ニ於テノ被告
人ニシテ且ツ当論弁書ニ於テノ原告人タル、
氏及ヒ同代訟人、氏ハ
前記ノ訴状ニ於テノ被告人、年、
月、日附ノ答弁書ニ於テノ原告人
ニシテ且ツ当論弁書ニ於テノ被告人タル、
氏及ヒ同代訟人、氏ニ対シ論弁
ヲ為ス左ノ如シ

事實ヲ掲ク可シ

被告人ニ於テ援引セシ理由ヲ論弁

駁撃ス可シ

右ノ理由及ヒ其他所長及ヒ判事閣下ニ於テ補
足セラレシトテ其ノ理由ニ依リ原告人、
氏カ訴状中ニ掲ケシ請求ヲ至
当トスルノ裁判ヲラント及ヒ同代訟人、
氏カ立替ヲ為セシト申立ワルニ付
同氏ニ訴訟入費ヲ附與ス可キ旨ノ言渡アラ
シトテ乞フ

代訟人署名花押

氏ノ請求ニ依リ此論弁書ヲ送達

シ且ツ其謄本ヲ交付シタリ

（使吏署名花押）

勸解不調々番式

千八百五十年六月十二日巴里府「モンマルトル」
街第六十七番地住居地主「フランソワマルテ
ン」氏「ハ」アンジユウ、セントノレ「街第十一番地
ニ開設セル治安勸解廳ニ於テ巴里府第八區治
安判事「アドルフ、ガールウス」ノ面前ニ出廷セ
リ右「マルテン」氏ノ陳述ヲ聽クニ巴里府「アオ
ール、セントノレ」街第二十七番地住居地主「ガ
エボア」氏ヲシテ本日本官ノ面前ニ出廷セシ
メ其不当ニ所持セル「テオフヒール、マルテン」氏
ノ遺産取戻及ヒ其入額返還ニ係リ右「アンソ
グエボア」氏ニ對シテ「セーヌ」始審裁判所ニ出

司
法
省

証セントスルニ付キ可及的ハ和解ヲ遂ケント
欲シ当沼安裁判所候庚「カルニエー」ニ托シテ千
八百五十年六月七日附ノ呼出状ヲ「アンリ」
「ゲ」
「ユボア」氏ニ送達セシメタリ然レ氏若シ其出
延セサルハ欠席ノ言渡アラントテ請求スト
云ヘリ

又前顯ノ「ゲ」
「ユボア」氏モ出延セリ其陳述ヲ聽
クニ右事件ニ就テハ和解スルヲ得ルカ故ニ
其調昏ヲ作ラレシテテ請求スルト云ヒ署名花
押セリ

右原被両造ノ陳述ヲ聽キ之ヲシテ和解セシメ
ント試ニタレ氏調ハカレニ依リ本官ハ当談裁
判所ニ証ヲ可キ旨ノ言渡ヲ為シ本調昏ヲ作り
右原被両造ハ本官及ヒ昏記ト共ニ署名花押ス
ルモノナリ

署名花押

本人訊問調各式

時、年、月、日、氏ハ当局
 長ノ命令ニ依リ訊問概ヲ命セラレタル当裁判
 所判事、及ヒ立會各記、
 ノ列座セル、始審裁判所第
 一、局會議室ニ出廷セリ右、
 氏ノ陳述ヲ聴クニ、氏カ、
 日ノ裁判言渡及ヒ、日
 ノ本官ノ命令ニ基キ請求ヲ為セシニ依リ候庚
 カ、日附ヲ以テ呼出状
 ヲ送達セシニ付キ其呼出ニ応シ且ツ右裁判言

証人訊問調各式

、 、 、 、 年 、 、 、 、 月 、 、 、 、 日

時

業氏
任名
所職

、 氏ハ其附添代証人、 、 、 氏ト共

ニ、 、 、 日ノ裁判言渡ニ依リ訊問概

ヲ命セラレタル当判事、 、 、 及ヒ立會

各記、 、 、 列坐セル当裁判所第、 、 、

、 局ノ會議室ニ出庭セリ右、 、 、 氏ノ

陳述ヲ聴クニ第一、 、 、 氏第ニ、 、 、

、 氏ヲ証人ト為シ前頭ノ裁判言渡ニ依リ命シ

タル証人訊問ニ於テ陳述ヲ為リシメント欲シ

、 、 、 日ノ本官ノ命令ニ基キ、 、 、

、日附ヲ以テ、
達セシメタル呼出状ニ後ニ右ノ証人訊問ニ於
テ陳述ヲ為シカニ右ニ右、
対シ前頭ノ日時場所ニ於テ本官ノ面前ニ出廷
ス可キノ呼出ヲ為シメタリト云ヒ又候、
、氏ニ托シ、
、氏代証人、
、氏ノ住所ニ送達
セシメタル呼出状ニ依リ右、
テ若シ呼出ヲ受ケタル証人ノ訊問ニ立会ヒ其
証人ニ対シテ排斥ヲ為シト欲セハ前頭ノ日
時場所ニ出廷ス可キノ呼出ヲ為シメタリト
云ハリ、
、氏ハ右呼出状ノ正本ヲ本

署名花押

官ニ示シ、
キ証人ノ陳述ニ取扱ラレシトノ請求ヲ為シ其
代証人ト共ニ署名花押セリ
又、
共ニ出廷セリ右、
ニ証人訊問ニ取扱ラル、
申立ヲ為シ、
後ニ排斥ス可キ者アルハ其陳述ヲ為スノ前
ニ当リ排斥ヲ為ス可シト云ヒ其代証人ト共ニ
署名花押セリ

署名花押

証明ナルニ基キ、
、時、番地、日、氏ノ住
所ニ臨ム可ク又更ニ呼出状ヲ送達セカシ氏原
被向造モ前頭ノ日時場所ニ臨ム可キノ言渡ヲ
為シ本官ハ昏記ト共ニ署名花押スルモノナ
リ

署名花押

証人呼出ニ応セサルトノ記載
、氏ハ、時マテ待テ
夕レ氏証人トシテ呼出カレタル、
、氏等出廷セサルニ付キ石、
、氏等ニ対シテ呼出ニ応セサル

言渡及ヒ、氏等ニ対シテ各々
金、ヲ損害要償トシテ弁償ス可キ
旨ノ言渡ヲ為シ再度ノ呼出ハ石、
、氏等ノ費用ヲ以テセラレトノ請
求ヲ為シ石、氏ハ署名花押セ
リ

署名花押

依テ裁判事本官ニ於テハ石、
、氏等ノ出廷セカルニ由リ石、
、氏等ニ対シテ呼出ニ応セカリシ
ノ言渡ヲ為シ、氏ノ要メシ金、
、損害賠償及、罰金

ヲ言渡し且ツ本日ノ訊問ハ、
 、、、時当會議室ニ於テ再々引續テ取掛ル
 ヘキニ付キ右ノ、
 シテハ右ノ日時場所ニ出廷ス可キノ叫出ヲ其
 費用ニテ受ク可ク又原被両造ニ對シテハ更ニ
 叫出ヲ為リ、レモ出廷ス可キ旨ノ言渡ヲ為シ
 右、
 本官及ヒ昏記ト共ニ、時ヲ以テ終結シ
 タル本調分ノ正本ニ署名花押スルモノナリ
 (或ハ場合ニヨリ左ノ如ク記ス可シ)
 、
 タルニ署名花押スルヲ知ララル旨答ヘシ

ニ付キ本官ハ、
 ノ代訟人、
 、
 、時ヲ以テ終結シタル(以下畧ス)

記

英米佛獨

裁判調各式

右至急入用ニ付反訊之上御回ニ相成矣様致度
此段及御依頼美也

明治十八年六月七日

民法局

反訊課

御中

控訴及ヒ上告ニ於テ本人訊問調各及
ヒ証人訊問調書ノ各式如何ニ付キ回

答

既ニ初審廳ニ於テ本人及ヒ証人ヲ訊問シ其調
各ヲ作りアルモ再ヒ控訴廳ニ於テ本人及ヒ証
人ヲ訊問スルノ一ナシトセス大正大正
十ニ百九然レ然レ氏其調各ヲ作ルノ方式如何ハ法
律中控訴廳ニ付キ特別ノ規則ヲ設ケス又シヨ
ウボ、アドロフ氏及ヒグラランダ一氏同編ノ民
高事訴訟手續ニ関スル各式類聚中ニモ載セア
ラカルナリ故ニ控訴廳ニ於テ用フル所ノ調各
式モ亦異ナル所ナカル可シ

次キニ大審院ニ於テハ裁判ノ事案ノ点ニ立入
ルナク單ニ法律ノ点ニ就キ審理ヲ為スモノ
ニ過キス是ヲ以テ大審院ニ於テハ本人ナリ若
クハ証人ナリヲ訊問ス可キノ理ナシ既ニ訊問
ヲナス可キノ理ナシトセハ固ヨリ具調各式ノ
存スルノ苦ナシ

人民ヨリ官廳例所ハ郡ニ宛差出シタル証各帳

簿類ニシテ証券印税規則ニ違犯シタルモ印無

紙不足ヲ主務ノ官吏誤テ受取置キ後日ニ至リ

右犯則ノ廉發覺シタルハ右規則ニ適用スルニ

当リ其官廳ニ長タル者ヲ罰ス可キカ將々其受

取タル主務者ヲ罰ス可キカ且其罰金ハ官ヨリ

支弁ス可キ者ナルカ或ハ官夫ノ負擔ニ歸ス可

キ者カ

右ノ廉々ニ付英仙獨等ノ制度ハ如何ナル者ニ

候欵至急御調査ノ上御回答有之度此段及御照

會候也

明治十八年五月廿五日

刑法局

反訊課

御中

答案

人民ヨリ証券印税規則ニ違犯シタル證昏帳簿
等ヲ差出シタルニ主務ノ官失誤ヲ之ヲ受取り
置キタルハノ処分如何ニ就キ仙田ノ法律規則
ヲ審按スルニ長官ハ罰ス可カラスシテ獨リ主
務官ヲ罰ス可ク又其罰金ハ官廳之ヲ負擔スル
ヲ要セスシテ主務官之ヲ負擔ス可キモノトス

理由

仙田ノ法例ヲ繙クニ本問題ニ適中スル場合ヲ
規定セシ所ノ法律規則アルヲ見ス只左ノ無記
名証昏等ノ（公債証）讓渡ノ證印税ニ関スル千八
百七十年三月三十日ノ法律第ニ条アルノミ

第二條末項「官吏又ハ裁判所附屬吏本條ノ規

則ニ違フハ其者（ルン）五十（キル）フラン（ン）ノ罰金ニ

処セラルル可シ（ビ）又（エ）同（ア）輯（ト）行（レ）政（ン）法（ハ）規（バ）則（ト）集（ビ）

官吏又ハ裁判所附屬吏ニシテ本條ノ規則ニ違

フ者ハ云々ト記載セス故ラニ此ノ如ク其者云

々トアルヲ以テ考フレハ主務ノ官吏ヲ罰シテ

其長タル者ヲ罰セサルハ立法者ノ意タルヲ推

シテ知ルニ足ル可シ況ンヤ凡ソ刑ハ其罪ヲ犯

セシ者ニ対シテ之ヲ科ス可キハ法律ノ原則ト

ルニ於テモ亦獨リ其官吏ヲ罰ス可クシテ其長

官ヲ罰ス可カラザルハ固ヨリ論スルヲ要セザ

ルナリ

將又罰金ハ主務ノ官吏ニ於テ之ヲ負擔ス可キ

半若クハ官廳ニ於テ之ヲ負擔ス可キ半ノ問題

ニ就テハ官廳之ヲ負擔スルヲ要セスシテ主務

ノ官吏之ヲ負擔ス可キモノト答ヘザルヲ得ナ

ルナリ其故タル他ナシ夫レ刑ノ一人ニ止マ

ル可キハ刑法ノ一大原則ナリ刑ノ犯罪者外ニ及

ブモノハ之ヲ直正ノ刑ト謂フ可カラザルナリ

故ニ罰金ヲ以テ一ノ刑トセハ亦之ヲ科スルハ

犯罪者一人ニ止メ之ヲ罪ヲ犯リ、ル者ニ及ホ

ス可カラズ良シマ本問題ニ於テ官廳ヲ以テ民

事擔当人ト為スモ罰金ハ民事上ノ賠償等ノ如

キモノニ非カレハ官廳ヲシテ之ヲ負擔セシム
ルヲ得ナル可シ况ンヤ仏国ニ於テハ官廳カ其
職務上人民ニ加ヘシ損害ニ對スル賠償ハ官廳
ニ於テ之ヲ負擔セカニ可カラサルヤ否ヤノ点
ニ就キ未タ議論ノ一定セカニ於テ是ヲ以
テ仏国ノ法律ニ從ヒハ罰金ハ違反者本人ノ之
ヲ負擔スルヲ通則トス
然レド國庫歳入ノ増加ヲ目的トスル税則等ニ関
シテハ（但シ印稅ナシ）特別ノ明文アリテ違反者ニ非カ
ル者ヲシテ罰金ヲ負擔セシムル例外ノ場合アリ
左ニ之ヲ挙ケテ以テ參考ニ供セン
第一〇 關稅ニ關スル千七百九十一年八月六

日決定同月二十二日頒布ノ法律第十
三章第二十条

○第二十条 荷主ハ税金、沒收、罰金及ヒ
訴訟入費ニ付キ其托セシ（輕子）代人
番頭ノ所為ニ對シテ民事上ノ責任
ヲ負フ可シ

第二 關稅ニ關スル共和第十三年（ジエ）ル三
十一年一月一日ノ法律第三十五条（關稅）

ハ市稅、紙稅、印稅、酒稅、糖稅、鹽稅、烟稅、茶稅、糖稅、油稅、雜稅、其ト云

○第三十五条 荷主ハ税金、沒收、罰金及ヒ
訴訟入費ニ付キ其托セシ（輕子）代人
番頭ノ所為ニ對シテ民事上ノ責任

ヲ負フ可シ
モ出ナリタル
後ノ法律ヲ制定スルニ
前ノ法律ヲ全ク
是等ノ場合ニ於テ科スル所ノ罰金ノ性質ニ付
テハ議論ノアルアリ大審院ノ判決例ニ從ハハ
是等ノ罰金バ之ヲ一ノ刑ト云フヨリモ寧口政
府ニ對シテ加ヘシ損害ノ賠償ナリトス之ニ反
シテ「フオスマンエリ」氏ノ如キハ是等ノ場合
ニ於テモ罰金ハ尚ホ一ノ刑ニシテ民事上ノ損
害賠償ニ非ラスト論セリ而シテ氏ノ理由トス
ル所ハ斯ル場合ニ於テ荷主ニ罰金ヲ負擔セシ
ムル所以ノモノハ具民事擔当人タルカ故ニ非
ラスシテ法律ニ於テ其違犯ハ荷主ノ命ニ出ツ

ルカ良シヤ否ラサルモ其承諾上ヨリ未ルモノ
ト視做シ稍ヤ之ヲ准從犯ト視做スカ故ナリト
云フニ在リ
右ニ論スル所ハ例外ノ場合ニシテ証印税ニ関
シテハ斯ル明文ナキヲ以テ罰金ハ犯則ノ官夾
ヲシテ之ヲ負擔セシム可ク官廳ヲシテ之ヲ負
擔セシム可カラサルモノトス

後見人之權限
右ニ関スル英米佛獨等ノ法例急速御調査之上
御差面ニ相成度矣也

八月四日

民法局

後見人ノ権限

夫レ後見人ナル者ハ幼者ノ総理代人ナリ故ニ
後見又ノ為シタル所ノ事ハ即チ幼者ノ自ラ為
シタル所ノ事ニ異ナラスレテ後見人ハ幼者ニ
代リ諸般ノ事務ヲ処理スルノ全権アルヲ原則
トス然レモ後見人ノ権ニ左ノ三制限ノアルア
リ

(第一) 幼者ノ自ラ為スノ外後見人ノ代チ以
テ為スヲ得カル所ノ事アリ

(第二) 幼者モ又後見人モ為スヲ得カル所ノ
事アリ

第三

後見人ニ処理ノ權アリレ氏之カ為メニ
ハ或ル午統ヲ履ムヲ要スル所ノ事アリ

第一制限

事ノ性質上本人ノ必ナラス為ス可キ所ノ者
ハ後見人全ク幼者ニ代テ之ヲ行フノ權ナシ
トス而シテ其事トハ乃ケ左ノ如シ

第一

婚姻民法第百七

第二

夫婦財産契約民法第百九十九條至三百

九十九條

是レ婚姻ト密接ノ關係アルヲ以テナリ

第三

私生ノ子ヲ己レノ子ト認ムル

是レ其自認自白ナルカ故ナリ

第四

遺贈民法第

第五

海陸軍ノ志願兵トナル二十八年八月二十

十法律日

第六

徒弟其他演劇等ノ職業ニ関スル契約

蓋シ後見人ハ幼者ノ自由ヲ束縛スル能

ハカレハナリ然レ氏トモロムグ氏ノ如

キハ反對説ヲ主張セリ

第二制限

幼者モ為スノ權ナク又後見人モ幼者ニ代テ
為スノ權ナキ所ノ事アリ而シテ其事トハ即
チ左ノ如シ

第一 仲裁契約

(訴訟法第483条)

幼者他人ト争アルニ当リ幼者モ後見人
モ仲裁人ヲシテ裁判ヲ為リシムルヲ得
ス而シテ其理由タルニテ(第一)仲裁人
ノ裁判ヲ仰クハ裁判所ニ於テノ如ク
檢察官ノ意見ヲ陳述スルヲナク又(第二)
仲裁人ノ裁判ニ對シテハ敬慎願ヲ為ス
トヲ得カレハナリ

第二

要件ヲ附セズ單ニ相続ヲ承諾スルヲ

(第4百6条)

第三 贈與

後見人ハ幼者ノ財産保存ニ注意ス可キ

ノ任アルモノニシテ之ヲ減少スヘキモ
ノニ非リレハ他人ニ贈與ヲ為スノ權ナ
シトス(民法第9百)但シ婢僕師匠等ニ為
ス贈與ハ此限ニ在ラストスルヲ多數ノ
説トス

第四

後見人ハ自ラ幼者ノ財産ヲ買フヲ得

ス

蓋シ幼者ノ財産ヲ賣ルニハ概シテ競賣
法ニ由ルカ故ニ若シ後見人ニ幼者ノ財
産ヲ買フヲ許スハ後見人ハ可及的
競賣者ヲ遠ケ其數ヲ少ナカラシメシ
恐アレハナリ

又賃傭契約モ親族會議ノ許可セシ時ノ外、後見人ニ禁ス（民法第五十條四）

第五 後見人ハ幼者ニ對スル債權其他ノ權利ヲ他人ヨリ讓受クルトシテ得ス（民法第五

十）

此ノ如ク債權等ヲ他人ヨリ讓受クルトシテ後見人ニ禁スル所以ノモノハ（第一）後見人ハ廉價ニ讓受ヲ為シテ己レノ為ニ利ヲ得ントスルニ在ルヘシトモ若利ヲ得ヘキトアルハ則ケ其職務上預ラク幼者ノ為メニ之ヲ計カラカレ可カラス又（第二）後見人ハ竊ニ受取証等ノ如キ

証秘各類ヲ棄滅シ以テ幼者ヲシテ辯護ノ途ヲ失ハシムルノ懼アレハナリ斯ノ如キ理由ナルヲ以テ無酬ニテ後見人カ債權等ヲ得ルハ此限ニ在ラストスルノ説多キ所以ナリ

第三制限

或ル手續ヲ履ムヲ要スル所ノ事三種アリ

(イ) 親族會議ノ許可ヲ得ルヲ要スレル之ヲ得レハ則ケ是ル所ノ事六アリ即ケ尤ノ如シ

第一 後見人カ幼者ノ財産ヲ賃傭スル（民法

第五十四條百

第二 相続ヲ受領若クハ拋棄スル（民法第百六

条第一

尤モ之ヲ受領スルニハ目錄ノ方法ニ由ラサル可カラス

相続拋棄ハ幼者ノ不利益ナルヲ無論ナルカ故ニ親族會議ノ許可ヲ得セシムルハ可ナリ然レモ目錄ニテ相続ヲ受領スルキハ相続資産以上ノ負債ヲ負擔スルノ義務ナケレハ相続ヲ受領スルモ危険アルヲ見ス而ルモ尚ホ親族會議ノ許可ヲ得ルノ必要トスルノ理由ハ果シテ何ソヤ其理由タルカノニアリ

第一 相続ノ資産少ナキハ決美ニ時日ヲ費シ其益ナキ

第二 相続ヲ受領スルキハ死亡者ヨリ生前ニ受ケタル物ヲ返還スルノ義務生

スル（民法第百四十四條）

第三 贈與及ヒ遺贈ヲ受領スル（民法第百三

條）

是レ贈與ニ義務ノ附着スルヲアルト又名譽ニ関スルヲアルヲ以テ贈與者ノ意思ヲ探ルノ必要アレハナリ

第四 不動産ニ関スル訴訟ヲ起ス（及ヒ之ニ承服スル（民法第百

故ニ原告ト為リテ不動産ニ関スル訴訟ヲ起スニハ親族會議ノ許可ヲ得ルヲ要スルト虽氏被告ト為リテ辯護ヲ為スニハ親族會議ノ許可ヲ要セス

第五 共有物分配ノ訴

幼者ヨリ分配ノ請求ヲ為スニハ親族會議ノ許可ヲ得ルヲ要ス(民法第百六十一條)蓋シ共有者中ニ幼者アルハ裁判上ノ分配ヲ為サ、ル可カラスレテ為メニ莫大ノ費用ヲ要スルニ由ル(民法第百八十一條)

然レ氏幼者ニアラサル者ヨリ共有物

分配請求ノ訴ヲ起セシハ必ス分配ヲ為カ、ルヲ得ルカ故ニ後見人ハ親族會議ノ許可ヲクシテ談訴訟ノ被告ト為ルノ権アリトス(民法第百八十五條)

第六 無形動産ヲ他人ニ譲渡ス

親族會議ニ於テ價額千五百「フ」以下トスル所ノ動産ヲ他人ニ譲渡スニハ親族會議ノ許可ヲ得ルヲ要ス(千八百八十年二月二十七日ノ法律第一條及ヒ第二條)

第七

親族會議ノ許可及ヒ裁判所ノ認可ヲ得ルヲ要スル所ノ事四アリ

第一 金員ノ借入（民法第四百五十七條）

是レ金員ヲ借リテ之ヲ期限ニ辨済セサルハ公賣処分ヲ受クルニ至ルノ恐アレハナリ

金員ノ借入ハ修繕若クハ幼者ニ職業ヲ与フルカ為メ等ノ如キ已ムラ得カル事若クハ低利ノ金ヲ借テ高利ノ金ヲ返スカ如キ充分ノ利益アル事ノ為メニ非イレハ為ス可カラス

親族會議ハ利息返済期限等ヲ定ムルノ權アリトス

第二 不動産ヲ他人ニ賣渡ス（民法第四百五十七條）

不動産ヲ他人ニ賣渡スニモ亦必ラス已ムラ得カル事故又ハ充分ノ利益アル場合ナルヲ要ス
親族會議ハ代價ノ割餘アルハ之ヲ用フルノ途又賣渡代價ノ最少額ヲ定ムルノ權アリトス

例外

然レ氏茲ニ親族會議ノ許可ヲ得ルヲ要セサルノ場合ニアリ

第一 共有者ノ請求ニ依リ共有物ヲ競賣スル時（民法第四百五十七條）是レ此ノ場合ニハ必ス競賣ヲ避クルヲ得カルニ因ルヤリ

第二 債主カ不動産ヲ公賣ニ附スル時

但シ前以テ財産調ヲ為リシム(民法第

百六條七第ニ

第三 公用買上(千八百四十年法律

第三 各八

是レ負債ヲ解消セカルハ各八トナセ

シ不動産ヲ競賣セラレ、ニ至ル可クシ

テ幼者ハ為メニ其不動産ヲ失フニ至ル

可ケレハナリ(民法第百

親族會議ハ不得止ノ事故若クハ充分ノ

利益アル場合ノ外、幼者ノ不動産ヲ各八

トスルノ許可ヲ与フルヲ得ス且ツ各八

トス可キ不動産ヲ指定スルノ權アリト

ス

第四 價額千五百フラン以上ノ無形動産ヲ

讓渡ス(千八百八十年二月二十七日ノ

法律第一条)

後見人ハ株式、証券類ヲ親族會議ノ許

可ナクシテ他人ニ讓り渡スコトヲ

得ス

右ノ法律頒布以前ニ在テハ往々後見人

カ無形動産ヲ賣却シ以テ其代價ヲ相場

等ニ用ヒシトアリシ

(は) 場合ニ依リ或ル特別ノ手續ヲ履ムヲ要

スル所ノ事三アリ

第一

有形動産賣渡

(民法第百四十一條)

競賣ノ方法ニテ賣渡シ豫メ其揭示ヲ為

ス等

第二

共有物ノ分配(分派)

(民法第百六十八條至第百七十一條)

第三

和解

和解ヲ為スニハ親族會議ノ許可及ヒ裁

判所ノ認可ノ外尚ホ法律家三名ノ同意

アルヲ要ス(民法第百四十七條)

右ノ法律家ハ裁判所ニ於テ十年以來代

言人名簿ニ登録アル代言人中ヨリ撰バ

モノトス

刑法第百二十一条及第百二十五条
ニ関スル卑見

第百二十五条ニ定ムル所ノ罪ハ即チ左ノ如シ

第一 内乱ノ豫備

第二 内乱ノ單純ノ陰謀

法律ニ於テ右ニ箇ノ未遂犯ノ刑ヲ定ムルニ付
テハ已遂犯ノ事ヲ定ムル第百二十一条ノ例ニ
照ラシ豫備ハ一等ヲ減シシ陰謀ハ二等ヲ減シ
ス

草按ニハ陰謀ノ発議ヲ為シ未タ之ニ同意スル
者ナキハト虽モ之ヲ以テ一ノ罪ト為シ三等ヲ
減セシカ現行刑法ニハ陰謀ノ発議ヲ罰セサル

トト為シタリ(三等アトアリハカ)

又第百二十五条ヲ案スルニ第百二十一条ノ例

ニ照ラシ各犯人ノ職務カキテ身分ニ依リ差別ヲ為ス

可シトアリ之ヲ詳説セハ則チ教唆者及ヒ首魁

ハシエツ之ヲ罰スルル一尺首魁ニ随ツテ指揮ヲ為セシ

者ヨリ重ク又首魁ニ随ツテ指揮ヲ為セシ者ハ

之ヲ罰スルル一單ニ附加隨行シタル者ヨリ重キ

ナリ(此処原文ニハ原文ニ各誤アリ)

論者難シテ曰ク斯リ犯人ノ身分ニ依リ差別

ヲ為スノ一ナル己遂犯ノ場合ニ在テハ之ヲ甄

別スルル一其レ或ハ容易ナラン然レハ豫備ノ場

合ニ在テハ之ヲ甄別スルル一亦此ノ如ク容易ナ

ラス殊ニ陰謀ノ場合ニ在テハ殆ント之ヲ甄別

スルル一難シ故ニ勞各犯人ニ科スルニ同一ノ刑

ヲ以テセカレ可カラヌ而シテ之ヲ罰スルヤ單

ニ附加隨行セシ者トシテ減等ノ上罰スルニ非

ラス正犯即チ教唆者若クハ首魁トシテ罰ス可

シト

若シ論者言フカ如ク内乱ノ陰謀ヲ為シタル各

正犯ヲ以テ悉ク其身分ヲ同一トナシ同一ノ職

務ヲ為セシ者ト為スヤ是レ其中一人トシテ

意者教唆者若クハ首魁タル可キ者アラリルカ

故ナリトセハ減等ヲ為ス可キ本刑ノ起算点ヲ

得ルノミカ為メニ各犯人ヲ以テ悉ク皆正犯ト

ヤ余ハ尚ホ一步ヲ進メ若シ事ヲ矣スルニ当リ
各人ノ執ル可キ職務ヲ既ニ核定セシ以上ハ仮
令ニ陰謀ノ場合ト虽モ尚ホ三種ノ犯人アリト
言ハント欲ス何トナレハ政府ヲ顛覆セント欲
シ陰謀ヲ企ツルニ当リテハ指揮ヲ為ス者ト指
揮ヲ受ケテ事ニ従フ者アルノミナラス指揮ヲ
為ス者ノ中ニ就キ他ヨリ指揮ヲ受ケテ更ニ其
部下ニ指揮ヲ為ス者アル可キハ論ニスルヲ俟
タカレハナリ故ニ如何ナル場合ニ於テモ必ナ
ラス三種ノ犯スアリト謂ハカラルヲ得カレナリ
斯クノ如ク單純且ツ明白ノ道理ニシテ反對論
者アルハ余ノ驚訝ニ堪ヘサル所ナリ

千八百八十五年七月三十日

於東京

ジエ、ボアソナード

書目

ラグリー氏著

一 内外法律沿革新報

一 冊

一 憲兵内務規則

一 冊

一 馬塞港服務規則

一 冊

一 職工携帶簿

一 冊

一 外交諸雜報

一 冊

一 ジロンド縣港内取締令

一 冊

一 ボルドー、コールモ、開港場取締規則

一 冊

一 軍勇ニ関スル國際規則ノ原案

一 冊

一 ^{エドモンド・カール}白身義法律論

一 冊

一 グアルヂア氏勸化院論

一 ホルド府區廳板 | 府區長布達摘要

一 協救會社令

一 ドス教育法畧論

一 警察番兵消防署設立事業科目

一 婢僕携帶簿

一 五港水先規則

一 ホルド | 諸訊鉄道事業

一 水先規則及稅則

一 銃獵取締令

一 運輸警察取締法

一 賣淫規則

一 ア | ウル 港取締規則

一 モ | ン | ペ | リ 府取締規則

一 警察令索引

一 衛生警察布令案

一 仙領交地支那官報

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

一 冊

輕罪裁判所ニ於テ現行犯罪ヲ審理スル
件ニ付千八百六十三年五月二十日ヨリ
六月一日ニ至ル法律

第一條 凡ソ輕罪事件ノ現行犯罪ニ付監禁セ
ラレタル被告人ハ其審問ヲ為ス檢事局ヘ直
ニ之ヲ引致スル者トス又場合ニ依リ裁判所
ノ訟廷ニ直ニ之ヲ引致スル者トス此場合ニ
於テ檢事ハ被告人ニ對シ拘留狀ヲ發スルコ
ト得

第二條 若シ其時訟廷ヲ開クコトナキハ檢事
ハ被告人ヲ翌日ノ訟廷ニ呼出サシメル可ク
ス裁判所ハ其必要ナル片ハ特ニ訟廷ヲ開ク

者トス

第三条 証人ハ司法警察官又ハ公ケカラ有
スル者ノ需ニ応シ陳述昏ク呈シ又呼出ヲ受
クルトアルヘシ若シ其呼出ニ應セザルハ
治罪法第百五十七條ニ定ムル刑ニ処セラル
ヘシ

第四条 裁判所ハ被告人ノ請求ニ應シ其答弁
ノ準備ノ為ニ少クモ三日ノ猶豫ヲ與フル者
トス

第五条 若シ其事件ノ裁判言渡ヲ為スニ至ラ
ザルハ裁判所ハ更ラニ審問ヲナスカ為ニ
次日ノ訟廷ニ迴ス旨言渡し又場合ニ依テ保

証金ヲ徴シ或ハ徴セズシテ責付スヘシ

第六条 若シ被告人無罪ノ言渡ヲ受クルハ
其控訴ヲルニ拘ハラズ直ニ之ヲ放免スヘシ

第七条 此法律ハ印刷ニ関スル犯罪因事ニ関
スル犯罪及特別法律ニテ訴訟手續ヲ定ムル
事件ニハ一切之ヲ適用ス可ラス

明治十八年九月十一日刊行「エユ、ゲユ、ジヤホ」
新聞抄訳

支那国拷問ノ種類ハ実ニ夥シ、其通常用ナル者
ヲ、拳ケレハ両耳ヲ執ラヘテ限リ無キ時間ニ
引ク者アリ杖ヲ以テ上下ノ唇ヲ撻ケ裂ケ爛レ
テ流血滾々タルニ至ル者アリ脂膏ノ類ヲ手足
ノ指ニ塗リ而シテ之ヲ燃ス者アリ或ハ巨擘ヲ
縛リテ之ヲ吊リ下ケ或ハ玻璃ノ碎片ニ砂ト塩
トヲ和シ囚徒ヲシテ其上ニ跪カシメ其膝皿碎
ケ爛レテ痛楚忍フ可カラサルニ至ル「ミル」又氏
嘗テ囚徒カ此責ヲ被フルヲ見タル由ヲ語レリ

囚徒ハ其両手ヲ背後ニテ楸ニ縛リ付ケ二人ノ
役卒之ヲ執ル若シ囚徒其体ノ姿勢ヲ変シ苦痛
ヲ輕ロメシカ為メ身ヲ動カセハ竹杖ヲ以テ其
頭ヲ痛打シテ之ヲ警ス

囚徒ハ肉色蒼白ニシテ震惧殆ント喪心スル者
ノ如シ彼レ叫喚シテ役卒ニ憐ヲ垂レントテ哀
乞スレハ冷笑シテ曰苦痛ヲ欲セスシハ白状ス
ルノミト

然レ此人ノ拷責ヲ思ムノ甚シキ遂ニ衆心激動
シ哀願ノ昏ヲ皇帝ニ上レリ

其事ハ一判官カ熱湯ヲ以テ拷掠シ囚徒ノ脛ノ
筋ヲ割開シ両手ヲ材木ニ釘付ケニシテ之ヲ吊

リ下ケタル時ノ事ナリシカ皇帝ハ其拷問ノ酷
甚ナリシハ囚徒ノ罪状實ニ惡逆極マリタルニ
由ル者ニシテ判官ニハ別ニ罪ナシト託言シテ
遂ニ之ヲ赦セリ抑此事ハ^カガゼツトオフ并シ工
ル^ル新聞ノ証明スル所ナリ

死刑ヲ行フニハ斬首ト絞首トノ二ツアリテ絞
首ヲ以テ差罪輕キ者トナス又第三ノ死刑アリ
父母兄弟伯叔父姑後見人及ヒ夫婦ヲ弑殺セシ
者ハ脊之ニ必ス此刑ヲ行フニハ先ツ囚徒ヲ十
字架ニ縛シ其後之ヲ截リテ百二十段、七十二段、
三十六段又ハ二十四段ト為ス

至小ノ宥恕アリ皇帝独リ之ヲ与フルヲ得即

之ヲ截ルノ數ヲ減シテハ段ト為スイヲ許ス是
ナリ而シテ法律ニ於テ明ニ之ヲ截ルノ順序ヲ
掲ケ先ツ両眉ヲ割去シ次ニ両肩ヲ割去シ次ニ
胸ノ筋次ニ臂次ニ脇次ニ腿次ニ腓次ニ心臓最
後ニ首、腕、脛及ヒ陰部ヲ割去ス
國事犯罪ニ就テハ皇帝ニ對シ大逆ヲ謀リタル
者ヲ弑父者ト同視シ每ネニ此ノ怖ル可キ刑ヲ
適用セリ「グレイ」氏ハ此刑ヲ有名ナル「ハッ」カ
叛
匪ノ頭領「タイ」、シクウエ「イ」及ヒ隣人「シヤン」ア、ジ
エト婚スル為メ本夫ヲ毒殺セシ婦人「ラン」、ラア
ムシニ被フラシメタルヲ見キ

以上ハ法律上ノ刑ニシテ其他實際ニ用井ル刑
亦多シ今一例ヲ挙クレハ村邑ニ於テハ父老毎
ネニ簡易法ヲ用井テ死刑ヲ行フ即罪人ヲ囊中
ニ縫ヒ着ケ之ヲ隣近ノ池中ニ沈ムル是ナリ
支那國ニ於テ死刑ニ処セラレタル者ノ統計表
ヲ製スルハ做シ得ルノ事ナリ「ガゼット」オフ
井シエル新聞ハ秋期ニ於テ其被刑者ノ全數ヲ
リト稱シテ掲載スル所アリキ然レハ其所謂ハ
百乃至九百ト云フ者ハ皇帝ノ批准シタル、行刑
ノ數ナルノニ其レ然リ然ルニ支那國ニ於テハ
死刑ヲ行フニハ大抵皇帝ノ批准ヲ得ルヲ必要
ト為リ、ルナリ
一州ノ長ハ五人又ハ六人ノ罪囚ヲ檢閲シ死刑

ヲ宣告シ行刑ノ命令ヲ下シ及ヒ之ヲ刑場ニ送
ル^一ヲ得其期限ハ甚々短促ニシテ復々茲ニ贅
スルノ要用ヲ見ケルナリ
然レ氏時トシテハ二十人、三十人、百人乃至其以
上ノ罪人ヲ驅リテ無雜作ニ死刑ニ就カシムル
^一アリ就中政治上ノ變亂起ル^レキハ國中^之ク所
トシテ屍ヲ積ミ血ヲ流シ、ルハ無シ廣東ニ叛
徒起リシ^レキ千八百五十三年、千八百五十四年ノ
間僅ニ^一カント^一ン^一ノ一邑ニ^一テ^一倅囚ヲ殺ス^一ハ
万三千人ノ多キニ及ヘリ而シテ牢獄ノ内ニテ
飢餓ニ^一迫^一リ^一苦^一楚^一ニ^一勝^一ヘ^一ス^一シ^一テ^一死^一シ^一タル者ノ如
キハ固ヨリ此數中ニ在ラケルナリ吁嗟乎豈痛

シカラスマヤ豈哀レカラスマヤ

○治安裁判官ニ属スル裁判外ノ権限
治安裁判官ハ裁判外ノ権限トシテ左ノ職務ヲ
行フ

第一 幼者及治産ノ禁ヲ受クル者ノ親屬
會議ヲ召集スル一（民法第三百五十
三条 第四百七十七条）

第二 幼者ニ属スル動産ニシテ其父母ニ
於テ原品ノ保存ニシテ欲スルモ
ノ、評價ヲ為ス鑿定人ノ宣誓ヲ受
クル一（民法第四百五十三条）

第三 後見免脱養子、好為後見ノ証昏ヲ調
製スル一（民法第三百五十三条 第三

百六十三條

第四 事實公認ノ証昏ヲ渡ス一(民法第七十條第七十一條第七十五條)

第五 失踪者ノ動産目錄ノ調製ニ出席スル一(民法第一百二十六條)

第六 傳染病流行ニ因テ往復不通ノ地ニ於テ作シタル遺屬昏ヲ記スル一(民法第九百八十五條)

第七 昏入質保存人ニ於テ所有移轉ノ証昏及昏入権ノ記入ヲ否拒スル等ノ調書ヲ調製スル一(民法第二百百九十九條)

又治安裁判官ハ尤ノ職務ヲ行フ

第一 其管内裁判所々在地外ニ任スル差押ヲ受ケタル第三ノ者ノ申述ヲ受クル一(訴訟法第五百七十一條)

第二 差押ヲ為ス場合ニ於テ入口ノ啓閉ニ出席スル一(訴訟法第五百八十七條)

第三 其啓閉ヲ命シタル居室或ハ動産ノ中ニ在ル書類ニ封印ヲ為ス一(訴訟法第五百九十一條)

第四 土地ノ収益ニ用ユル獸類及器具ヲ差押フル場合ニ於テ其収益ノ為メ

差押フル場合ニ於テ其収益ノ為メ

管理人ヲ設置スルノ訴訟法第五百九十四條

第五 或家屋内ニ禁錮ヲ命シタル被告人ニ監禁ヲ命スルノ訴訟法第七百八十一條

第六 封印ヲ貼付シ又ハ除去スルノ訴訟法第九百七條及次條

第七 訴訟法第二百五十五條第三百五條第三百二十五條第三十五條ニ從ヒ治安裁判官ニ委任シタル事件ヲ行フ

又尤ノ職務ヲ其管轄ニ屬ス

第一 運送物件ノ收受ニ付爭ヲ生シ其物件ノ景状ヲ証明スヘキ場合ニ於テ民事裁判所長アラカレハ鑑定人ヲ命スルノ高法第百六條

第二 船長ニ於テ船ノ修理ヲ為シ又ハ飲食料ヲ買入レカレ可ラカレニ因リ船体ヲ引当トシテ金田ヲ借入ル、場合ニ於テ海事裁判所ノアラカレハ中之ヲ許可スルノ高法第二百三十四條

第三 海事裁判所アラカレハ船長カ其船ヲ委棄セカレ得カレノ報告ヲ受

ケ直ニ之ヲ最近ノ商事裁判所長ニ
送ル¹(高法第百四十三條)

第四 又船長カ止ラ得ス商事裁判所ノ設
在ラカ^ル仏蘭西ノ港ニ傳伯シタル
件其申立ラ受クル¹(高法第百四
十五條)

第五 積荷ノ全部又ハ一部ヲ海ニ投入シ
タルニ因リ生シタル損失及損害ヲ
証明スヘキ場合ニ於テ商事裁判所
ノ在ラカ^ル片其鑑定人ヲ命スル¹
(高法第百十四條)

第六 分散倒産ノ場合ニ封印ヲ為ス¹(高
法旧第百四十九條旧第百五十
條第百五十六條)

第七 管財人ノ申立ニ付封印ヲ除キ又財
産目録製調ノ片之ニ出席ニ及其時
々目録ニ署名ヲ為ス¹(高法旧第百四
百八十六條)

又左ニ掲クル職務ヲ行フ

第一 田野及森林監守人カ差押ヲ行ハシ
ト欲シ家屋建造物並ニ之ニ連接ス
ル内庭及繞田ニ入ルノ節之ニ參會
スル¹(森林法第百六十一條)

第二 保管費ヲ辨償スルノ約束ヲ以テ相

当ノ保証人ヲ立テシメ差押ニ係ル
物件ヲ返ニ還付ヲ命スル^一（森林法
第百六十八条）

第三 差押ニ係ル家畜ヲ保管ニ付シタル
日ヨリ五日内ニ請求スル者ナク又
請求者アルモ相当ノ保証人ヲ立テ
サル中其糶賣ヲ命スル^一○此場合
ニ於テハ其保管及糶賣ノ費用ノ額
ヲ規定ス（森林法第百六十九条）
其他特別法ニテ治安裁判官ノ管轄ニ属スル職
務左ノ如シ

第一 税官ノ附シタル禁錮状ニ捺印ヲ捺
シ其執行ヲ告示スル^一○若シ其捺
印ヲ拒ムハ禁錮ニ附セラレタル
者ノ納ムヘキ金額ヲ其身ノ責ニ任
セサル可ラス

（共和十三年^レセルミナール一日ノ布
告第百四十四条）

第二 記簿事務ニ付命シタル鑑定人ノ宣
誓ヲ受テ又記簿関税・間税入市税ノ
係員及田野監守人ノ為シタル調査
確認ノ申述ヲ受クル^一

第三 要償又ハ恩惠ノ名義ニテ所有ヲ移
タル不動産ヲ評價スル為メ税官ニ

於テ鑑定人要スル場合ニ第三ノ監
定人ヲ命スル

第四 或ル場合ニ於テ身生証昏ノ簿冊ノ
驗真ヲ行フ（千八百二十三年十一

月二十六日ノ命令）

第五 公証人昏記使吏其他公ケノ官吏ニ

其依頼人ノ為メニ前納シタル記簿

税ノ金額ニ付執行昏ヲ交付ス

第六 現役、非役ノ陸海軍將官又ハ上長官、

監督、軍医監ノ死去ノ際封印ヲ為ス

ト

第七 區ノ昏記及使吏ノ帳簿ニ費用ヲ徴

セス番号ヲ附シ記名スル（共和七

年）

第三條 千八百十三年七月十四日ノ布

告（第四十六條）

第八 警察使ノアキラケル地ニ於テ著述者

編輯者又ハ其相續人或ハ譲受人ノ

願ニ依リ特ニ其承諾ヲ經スレテ印

刷シ又ハ昏記シタル昏物ヲ差押フ

ル（千七百九十三年七月十九日ノ

法第三條及共和三年）

二十五日ノ法）

第九 商事裁判所ノ設アラケル港ニ於テ

商法第百二十五條ニ依リ船舶ノ
検査執行ノ際ニ記シタル臨検調査
ヲ受クルト〇其調査ノ納ムタル時
ヨリ二十四時間内ニ最近ノ商事裁
判所長ニ之ヲ送ルト(千八百二十六
年十一月一日ノ命令)

第十 千七百九十一年ノ法ニ依リ救船ニ
関シ二三ノ職務ヲ行フト

第十一 凡テ賣品ヲ陳列スル者ニ免許狀ヲ
示リシムルノ權ヲ有ス

第十二 護国軍検閲陪審員ノ會議ニ上席ス
ルト及公ケル訟廷ニ於テ抽籤ヲ取
以テ其陪審員ヲ定ムルト(千八百三
十一年三月二十二日ノ法第二十三
條及第二十四條)

第十三 又毎郡ノ治安裁判官中最年長ノ治
安裁判官ハ小學監督獎勵委員ニ任
セラル、者トス(千八百三十三年六
月二十八日ノ法第十九條)

○院及裁判所長ノ職務

第一 始審裁判所長ノ職務

○始審裁判所長局長ハ特ニ重要ナル職務ニ從事ス所長局長ハ司法部内其他ノ或ル上席人ニ屬スル特權ヲ有シテ同僚ノ上席ヲ為シ、同僚ノ代理ヲ為シ、同僚ノ會議ヲ召集シ、諸務ヲ指揮シ、職員ノ諸部ヲ監督ス又凡訟廷ニ上席スル裁判官カ為ス訟廷ノ取締ヲ為シ及辯論ノ指揮ヲ為ス右ノ外裁判所長ニハ特ニ法律ニテ屬シタル職務アリ

第一 所長ハ其名宛ニテ差出シタル願昏ニ指令ス民法第千七条及第千八条訴訟法第七

十二条、第三百十九条、第五百五十八条、第七百八十二条、第八百十九条、第八百二十二条、第八百二十七条、第八百四十一条、第八百四十三条、ヨリ第八百四十五条、第八百五十四条、第八百五十五条、第八百六十五条、第九百九条、第九百四十六条、第九百八十六条及第九百二十一条、千八百七十七年二月十六日ノ布告第百七十三条、千八百八十八年三月三十日ノ布告第百四十一条、千八百八十九年七月十九日ノ布告第百四十一条、千八百九十一年六月十八日ノ布告第百四十一条、千八百九十三年六月三十日ノ法第百三十一条、千八百九十四年七月五日ノ法第百四十七条、千八百九十五年二月二十八日ノ布告第百二十九条、附録第一号

号 年二月二十八日ノ布告第百二十九条、附録第一

第二 所長ハ裁判所ノ管外ニ於テ用フヘキ身分証昏及公正証昏ヲ確認ス民法第百四十五条、条共和十一年「ウント」ズ二十五日ノ法第百

十八条、附録第二号、郡裁判官ハア、安、郡、設、ハ、ア、ラ、カ、ル、始、郡、審、裁

此判所長ト共ニ 第三 所長ハ諸局ニ事件ヲ分配ス、千八百八

年三月三十日ノ布告第百五十九条、改正条、及第

六十三条、附録第三号

第四 至急審理ノ訟廷ヲ開ク、訴訟法第百

七条、附録第四号、其裁判ハ種々ノ場合ニ於テ

同
法
省

日常所長ヲシテ家事及金銀上ノ關係ニ付最
モ貴重ナル事件ニ後ハシムルモノナリ然レ
凡至急審理ノ要キ殊ニ巴里ノ如キ大府ニ於
テハ左程重要ナルモノニハアラストス
第五 所長ハ別居ノ訴訟ヲ為ス夫婦ノ和解
ヲ試ムル為メニ之ヲ其面前ニ出席セシム(訴
訟法第百七十八條附録第五号)
第六 所長ハ父ノ請求ニ依リ後見免脱ニ至
ラリル幼者ノ拘留ヲ命令ス(民法第百七十
六條及第百七十七條附録第六号)
第七 所長ハ其裁判所員中ニ職務ノ貴重栄
譽ヲ汚害シタル者アル中ニ諭告シテ懲戒

ス(千八百十年四月二十日ノ法第百四十九條附

録第七号)

裁判所員ハ其所長ヨリ賜暇ヲ得タル上ニア
ラサレハ欠席スルヲ得ス(千八百十年八月
十八日ノ布告第百三十條附録第八号)所長局長
ハ名譽トシテ屬セラレタル職務ヲ自ラ行ハ
サル可ラスドベレイム氏及其他ノ諸氏ハ至
至審理ヲ為シテ覆フ可ラサルノ事跡ヲ残シ
タリ然レ凡裁判上ノ必要ナルト職務ノ夥多
ナルヲ以テ勞數々其職ノ補助ヲ求メサルヲ
得ス故ニ法律ハ之カ為メ最旧ノ局長ヲ指示
シ一局ヨリ設アラサル裁判所ニハ最旧ノ裁

判官ヲ指示シタリ千八百八年三月三十日ノ
布告第四十七條(附録第九号)然レ氏斐例ニテ
事件ノ分配ト懲戒ハ之ヲ独リ所長ニ屬シテ
最長ノ局長及裁判官ニ稔ス可ラサル者トス
但シ上席人ノ一時欠負ナルハ又ハ定規ノ休
暇ナルハ此限ニアラス

訴訟手續ノ指揮ヲ任セラレタル裁判官ハ亦
命令ヲ為スヲ得(訴訟法第百九十九條第
百二十一條、第百二十六條、第百五十九條、
第百六十三條、第百六十四條、第百七十
六條、第百九十七條、第百九十八條、第百二十
七條、第百二十九條、第百五十九條、第七百
五十一條、第七百五十二條、第七百五十九條、第
七百八十二條等(附録第十号))

第二控訴院長ノ職務

○控訴院長ハ裁判所ノ官級ニ於テ上等ノ位置
ヲ占ムルニ拘ラス其職務ハ却テ始審裁判所
長ヨリ劣レル所アリ院長ハ始審裁判所長ノ
如ク至急審理ヲ為シテナク又其上席スル控
訴院會議局ハ始審裁判所會議局ニ比スレハ
更ラニ至要ナラシムルニ似タリ凡訟廷ニ
上席スル控訴院裁判官ハ其院長タルト局長
タルト先任ノ出席判事タルト同ハス然レテ
其訟廷ノ取締ヲ為シ及并論ノ指揮ヲ為ス右

ノ外院長ハ司法部内其他ノ上席人ニ属スル
特權ヲ有シ其事故アル場合ニアラカレハ先
任ノ局長ニ稜ス可ラカレノ職務ヲ行フ千八
百十年七月六日ノ布告第四十条(附録第十一
号)

第一 院長ハ既ニ出訴シタル訴訟ニ関シ事
件ノ分配前ニ差出シタル顛昏ニ答フ千八百
八年三月三十日ノ布告第十八条(附録第十二
号)
ハ事件分配後ニ差出シタル顛昏
ニ事件分配ス
第二 院長ハ諸局ニ事件ヲ分配ス千八百八
年三月三十日ノ布告第十八条及第二十五条
(附録第十三号)

第三 院長ハ事件ノ裁判スヘキモノ、期日
ニ指示ス(訴訟法第八百五十八条(附録第十四
号))

第四 院長ハ子ヨリ差出シタル其父母ノ顛
ニ依リ渡シタル始審裁判所長ノ拘留令ヲ廢
止シ又ハ更改スルノ顛ニ受理ス(民法第三百
八十二条(附録第十五号))

又院長ハ控訴院職員中職務ノ貴重栄譽ヲ汚
害シタル者アル中ニ諭告シテ懲戒ス(千八
百十年四月二十日ノ法第四十九条(附録第十
六号))又控訴院職員ハ院長ヨリ賜暇ニ得タル
上ニアラカレハ欠席スルヲ得ス(千八百十

年七月六日ノ布告第二十五條(附録第十七号)此等ノ職務ハ院長ノ欠員ナル中又ハ其長引クハテ事故アル中ニアラサレハ局長ニ於テ之ヲ行フテ得ス

第三 大審院長ノ職務

○大審院長ノ職務左ノ如シ

第一 院長ハ民事局、合局及總會議ニ上席ニ
〔千八百二十六年一月十五日ノ命令第二十八
條(附録第十八号)及大審院ノ訴訟手續ニ関シ
差出シタル願旨ニ答フルノ權ヲ有ス

第二 院長ハ大審院ノ各員中其職務ノ貴重
榮譽ヲ汚害シタル者アル中ニ諭告スルノ

權ヲ有シ又各員ニ休暇ヲ與フルノ權ヲ有ス

〔千八百二十六年一月十五日ノ命令第五十一

條及次條(附録第十九号)

第三 院長ハ凡司法及行政官ノ上席人ニ属

スル權ヲ有ス〔千八百二十六年一月十五日ノ

命令第八十條(附録第二十号)

院長ハ至急審理ノ訟廷ヲ開クテナシ又事件

ノ分配ニ從事スルテナシ何トナレハ事件ハ

法律ニテ三局ニ分配スルテト成レハナリ

院長ノ不在又ハ事故アル中ハ先任ノ局長之

ニ代ル〔千八百二十六年一月十五日ノ命令第

二十八條及第八十條(附録第二十一号)但民事

局ニ於テ其附屬ノ局長院長ニ代ルモノトス

無争裁判事件

始審裁判所ハ請求人又ハ檢察官ノ願ニ依リ無
争裁判事件ヲ受理ス其事件ノ概目ヲ擧クルル
尤ノ如シ

第一 身分証昏補正ノ請求(民法第九十九
条)

第二 赤貧者軍人又ハ一邑或ハ人民ノ一
團結ノ身分証昏ノ補正又ハ改定(千
八百十七年三月二十五日ノ法第七
十七條、千八百五十年十二月十日ノ
法第三條、共和十一年「アリユマー」
六日共和十四年「アリユマー」亦二

日及千八百十四年十一月四日ノ省
達

第三 取落即法律ニ定メタル期限内ニ記

入セリリシ証昏ヲ改定スル願(共和

十一年ブリエムール十二日參議院

意見昏)

第四 鑛山ニテ不意ニ落命シタル工夫ノ

死去檢証調昏ヲ身分証昏ニ記入ス

ル允許願(千八百十三年一月三日ノ

布告第十九条)

第五 戰時紛失又ハ燒失シタル証昏ヲ再

製スルノ請求(千八百十七年三月二

十五日ノ法第七十五条)

第六 婚姻契約ヲ為シタルマ否ヲ記入セ

ナル婚姻証昏又ハ錯誤ニ係ル婚姻

証昏ノ補正ノ請求(民法第七十六条)

失踪ノ推測ヲ受ケタル者ノ遺留財

産ノ管理ヲ設備セントスル願(民法

第一百十二条訴訟法第八百五十九条)

及其財產ヲ假占有ニ付セントスル

願(民法第一百二十条訴訟法第八百六

十条)

失踪公告ノ願(民法第一百五條千七百

九十二年ヨリ千八百十五年迄ノ兵

彼中失踪シタル陸海軍人又ハ千八百七十年ヨリ千八百七十一年ノ戦中ニ失踪シタル陸海軍人軍属其他千八百七十一年迄ニ失踪シタル人ニシテ裁判所ニ於テ前頭軍人ノ法ヲ適用スル者ノ失踪公告ニ付テハ千八百十七年一月十三日ノ法第二條第三條第八條及千八百七十一一年八月九日ノ法一條
失踪者ノ財産目錄并其形状ヲ証明シタル鑒定人ノ報告昏ノ允許願(民法第二十六條)

第十一

失踪者ノ遺囑昏開封ノ願(民法第百二十三條)

第十二

死去後封印ヲ貼付シ又ハ除去スルノ願(民法第八百十九條訴訟法第九

百九條第九百十條第九百十一條及

第九百三十條)

第十三

相続財産目錄ヲ造ルノ願(訴訟法第

第十四

相続財産管財人ヲ命スルノ願(民法

第十五

婚姻ニ付キ年齡又ハ系統ノ禁制特許願ニ其意見ヲ與フル事(民法第百

四十五條第百六十四條

第十六

君主ノ名ヲ以テ婚姻ノ次度ノ公告

特許ヲ與フル事(民法第百六十九條)

第十七

幼者其父ニ對シテ至重ナル悖戻ノ

事等アルニ依リ父ヨリ為ス懲治檻

入ノ顛ニ付キ其意見ヲ與フル事(民

法第百七十七條第百六十八條)

第十八

結婚シタル婦及幼者ノ法律上ノ昏

入ノ記入(民法第百三十八條第

二百百三十九條第百九十四條)

第十九

不順ノ相續人ノ為メ相續ノ財産ヲ

占有ニ附スルノ顛(民法第百七十

條)

第二十

目錄相續ノ不動産賣却ノ顛(訴訟法

第百八十七條第百八十八條)

第二十一

諸郡中ニ散在スル數箇ノ不動産ヲ

同時ニ差押ヘントスルノ訴(千八百

八年十一月十四日ノ法第百三條)

第二十二

共同資益ノ為メ無能力者ノ財産引

揚ノ場合ニ於テ償金アル時其提供

ヲ領承スルニ付之ニ其フル允可(千

八百四十一年五月三日ノ法第十三

條及第百二十五條)

第二十三

昏類ノ認可ヲ受クル顛(婚姻取結ニ

付出しタル公証人ノ各面ニ付テハ
民法第七十二条、幼者ノ為メニ為ス
借入ニ関シ又ハ其財産讓渡ニ関ス
ル親族ノ意見各ニ付テハ同上、第
百五十八條、幼者ノ名ヲ以テ其後見
人ノ為シタル和解ニ付テハ同上、法
第百六十七條、後見ヲ免カレタル
幼者ノ為ス借入ニ関スル親族ノ意
見各ニ付テハ同上、第百八十三條、
沼産ノ禁ヲ受タル者ノ子ノ婚姻ノ
要件ニ関スル親族ノ意見各ニ付テ
ハ同上、第百一十一條、相続財産ノ分

配ニ付テハ訴訟法第九百八十一條、
後見ヲ免カレタル幼者ニ商業ヲ為
スヲ允可シタル親族ノ意見各ニ付
テハ民法第四百八十七條、商法第二
條、裁判所々屬官吏取締局ノ議決各
ニ付テハ千八百八十八年三月三十日ノ

第廿四

貧院ニ入院シタル幼兒ノ財産ヲ占
有ニ付スル願(共和十三年「ブリュッラ
」^ズ十五日ノ法)

第廿五

訴訟人所在ノ縣ノ治安裁判官支障
アル時其訴訟人ヲ他ノ治安裁判所

ニ移カシメントスルノ願(其和十二
年「ワント」ズ十日ノ布令第二條)
第廿六 叙爵状、恩赦状又ハ減刑状ノ登記(十
八百二十二年四月二十三日ノ省達
第廿七、裁判所々屬官吏ノ完納ス可キ罰金
ノ全免又ハ減輕ノ願ニ付キ其意見
ヲ典フル事

十一月二十七日ノ問題ニ更ニ解釈ヲ請
フ事

本問題ノ事實ハ悉ク明瞭ヲ欠キタルカ故ニ余
ハ之ニ答フルト能ハサルナリ
余ハ今更ニ右ノ事實ヲ項別ニ左ニ掲ゲントス
甲者アリ自己記名ノ公債証昏ニ白紙ニ署
名調印シタル委任状ヲ添付シ付托ノ名義
ヲ以テ之ヲシ者ニ交付ス
甲者ハ其公債証昏ヲ附托シタル者ナリ
本文ニ云甲者ハ委任状トシテ署名調印シタル
白紙ヲ交付セリト然レ氏此署名調印シタル白
紙ノ委任状ナルトハ何ヲ以テ之ヲ証スルヤ

下文(疑問)要点第一又余ニ白紙委任状ノ効力如何ヲ問ハレタリ

余惟フニ質疑者ハ白紙委任状ノ何タルヲ知ラサルナラン白紙委任状トハ某々ノ事柄(即委任者カ隨意ニ委任状ニ記シタル事柄)ヲ為スヘキノ委任状ニシテ其空行ニシテ遺シ置ク所ノ者ハ其為スヘキノ事柄ニ非スシテ受任者ノ氏名是ナリ

余ニ問ハレタルハ問題ニ所謂署名調印シタル白紙ハ果シテ白紙ノ委任状ナリヤ將タ止タ署名調印シタル白紙ナリヤノ点ニ非サルカ故ニ余ハ答フルルニ能ハス何トナレハ此ニ場合ニ於

テ解釈各異ナルヘケレハナリ

乙者ハ預リ証昏ヲ作り証昏中預リ期限六ケ月ニ対シ謝金若干ヲ松フ(贈ル)旨ヲ明記シ之ヲ甲者ニ渡セリ

本文受托者ハ附托ヲ承認シ而シテ附托者ニ金若干ヲ松フ可キヲ約シタル者ナリ抑此松フトハ如何ナル事ナルカ寧口貸渡シタルニ非スマ又受托者カ期限六ケ月ニ対シ約シタリトイヘルハ六ケ月間ニ松込ムナリヤ將タ六ケ月間ニ返済セラルルナリヤ

以上ノ事実ニ拠レハ証昏文面ニハ預リノ名義ナルモ其実乙者カ之ヲ使用スルナリ

承認シタル者ニシテ之ヲ貸渡シタル者タルヲ見ル可キナリ

質義者ハ乙者ハ使用貸渡ヲ為シタル者ト論定セリ此使用貸渡トハ蓋抵当附消耗貸借ノ誤ナラン

尔後(預り)証昏期限ノ経過スルニ及ヒテ此処附托ノ期限トアレハ附托ニ期限アリシニヤ

甲者ハ之カ返却ヲ請求セントスルニ云々甲者ハ借リタル金員ヲ返償セシマ否ハ本文所見ナシ

然ルニ銀行ハ乙者ノ実子ト者

乙者ノ子タル丁者ハ其父ノ相続人ナルヤ否又ハ其父ノ生存中戸主ノ資格ヲ與ヘラレタルヤ否本文所見ナシ然レ比余ハ右ノ如キ事ナカリシトト想定ス

(兼前)ヨリ貸金ノ抵当トシテ取置キタル者ニシテ現ニ其所有者タル甲者ノ白紙委任状

質疑者ハ動モスレハ白紙委任状トイヘルカ其委任状ニハ如何ナル事ヲ記載セシヤ

(兼前)モ添付シタルヲ以テ甲者ニ於テ丁者ニ対スル貸金ノ元利ヲ弁償スルニ非カレハ之ヲ返還セスト答示ス

丁者ニ対スル貸金トハ銀行カ丁者ニ貸シタル者ヲ指スニヤ

疑問要點第一

白紙委任状ノ効力ハ其委任状ヲ所持スル者カ
餘白ヲ存シタル受任者ノ氏名ヲ填補スルヲ
得ルト是ナリ即委任状ノ所持者ハ自己又ハ他
人ノ氏名ヲ之ニ記入スルヲ得ル者トス
其所持者ノ権力ハ左ノ如シ所持者ハ委任状ニ
於テ為スルヲ許可シタル所ノ事柄ヲ為スヘシ
此事柄ハ委任状中ニ空行ニシテ遺シ置クヲ
得ス若シ之ヲ空行ニシテ遺シ置クハ是レ止
タ署名謝印シタル白紙ナリトス

若シ余ニ署名調印シタル白紙ノ所持者ハ如何
ナル事柄ヲ為スルヲ得ルヤト問ハルレハ余ハ
將ニ言ハントス別ニ為スルヲ許可セラレタル
所ノ事柄ヲ為スルヲ得ルノニ若シ別ニ許可セ
ラレタル所ノ事柄ナクシテ之ヲ為シハ則是レ
白紙擅用ナリ但白紙擅用ハ現行刑法ニ於テハ
之ヲ罰セズ(刑法草案第四百三十八條ノニヲ剛
除シタルカ故ナリ)

第二

若シ乙者ノ子タル丁者カ其父ノ相続人タラ
リシニ於テハ是レ為ス可カラサル所ノ事柄ヲ
為シタル者ニシテ營ニ其父ニ対シテノミナラ

ス附托物ノ真所有者タル甲者ニ対シテモ騙取ノ罪ヲ犯シタル者ナリ又丙銀行ハ其不注意ノ結果ヲ引受クヘシ但銀行ノ為メニハ此不注意重大ナル者ニ非サルナリ

第三若シ一片ノ白紙委任状ヲ以テ何人ヲ論セス隨意ニ輾轉流通シテ其効アル者ト為スハ

此想像ハ全ク謬レリ何人ヲ論セス白紙委任状ヲ使用シテ其効アリトイフ事ナシ

無記名公債ト同一ニ歸シ殊ニ記名ノ公債ト為シ以テ其所有主ヲ保護セントスル云

署名調印シタル白紙上記名ニスルヲ得ヘキ無記名公債証昏トハ絶ヘテ之ヲ比較スル理ナシ

是レ私昏偽造ノ事實ナルヘシ余惟フニ本問題事實ノ叙述ハ恐ラクハ不精確不完全ノ者ナルヘシ

千八百八十五年十一月二十八日

ボアソナード 署名

署名押印シタル白紙ヲ添フヘシ公債證
書ノ義ニ付再度ノ意見書

質疑者ハ自ラ前ノ問題ヲ辨明スト稱スト雖氏
余ヲ以テ之ヲ觀レハ猶ホ甚々明晰ナラリル者
アルナリ

質疑者ハ先ツ其學習ナリト思考スル所ノ習慣
實ニ此習慣ハ最上業ノ學習ナリヲ叙陳シ而シ
此立法上ノ欠典ヲ補填スル爲メ我ニ裁力ヲ要
ムル者ノ如シ

果シテ然レハ本問題ハ是レ立法上ノ問題ナル
ヤ立法上ノ問題ナレハ民法草案代理篇ニ之カ
解釈ヲ載セリ

然レ氏余ハ以為ラク今日ハ猶立法上ノ問題ニ
非スレテ現ニ裁判上生シタル未決ノ問題ナル
ヘシト

果シテ然レハ則テ余ハ先ツ所謂公債證書ハ無
記名ナルヤ將々記名ナルヤヲ知ラント欲スル
ナリ

余ハ姑ラク之ヲ記名ト想定ス

既ニ是レ記名ナレハ則其公債證書ヲ賣渡シ又
ハ之ヲ書入ニスルニハ唯其記名主カ署名調印
シタル白紙ヲ別ニ之ニ添フルヲ以テ足レ
リトセヌ何トナレハ則其公債證書ト署名調印
シタル白紙トノ間ニハ如何ナル關係ノ存スル

アルヤ其署名調印シタル白紙ノ公債證書ヲ賣
渡シ又ハ書入ニスル為ニ作ラレタルハ何ヲ
以テ之ヲ證スルヤ若シ裁判所ニ於テ裁判例ヲ
定メ右ノ如ク別ニ添タル署名調印ノ白紙ヲ視
テ公債證書ト其署名調印シタル白紙トノ間ニ
關係ヲ設クル所ノ書状又ハ他ノ證書類ト做リ
ハ則是レ裁判所ハ大ナル過失ヲ為セシ者ニシ
テ其契習ハ宜ク速ニ之ヲ矯正スヘキナリ
我佛因ニ於テハ手形又ハ記名公債證書ノ權利
者カ其證書ニ自ラ署名セシニ非レハ別ニ署名
シタル白紙ヲ添フト雖氏之ヲ以テ其證書ヲ賣
渡シ又ハ抵當ニシ或ハ其證書ニ記載シタル金

額ヲ受取ル等ノ事ヲ為ス₁ヲ得ナル者トセリ
若シ其レ然ラスシテ其署名ノ別ニ添ヘタル白
紙ニアルハ或ハ恐ル其白紙ノ所持者自身カ
返還シ又ハ引渡スヘキ所ノ属他物件例如ヘハ
其借受クル家屋ノ為ニ其白紙ヲ私用セン₁ヲ
是シ即チ佛田ニ於テ上ノ如キ規則アル所以ナ
リ
然ルニ若シ署名調印シタル白紙ヲ以テ公債證
書ヲ賣渡ス₁ヲ得ル者ト認定スルハ則其白
紙ノ所持者ハ何人ニ拘ハラヌ縱使ヒ盗人タリ
凡其白紙ヲ以テ公債證書ヲ賣渡シ又ハ之ヲ抵
當ニスル₁ヲ得可シ而シテ此慨嘆スヘキ裁判

例アルカ為ニ銀行其他ノ抵當貸主ハ庇護ヲ被
フルニ至ルナリ尤モ公債證書及ヒ署名調印シ
タル白紙ノ盗人ハ相當ノ刑ヲ受クヘシト雖凡
善意ヲ以テ抵當ニ取リタル債主ハ一モ憂フヘ
キ所ナシ即チ若シ公債證書ノ權利者其公債證
書ヲ取戻シント欲スルハ金員ヲ拂ハカレヘ
カラス否ナレハ則之ヲ其儘債主ノ手許ニ置カ
レルヘカラカレナリ
其他再度ノ問題ニハ尚ホ自ラ相抵牾スル事ア
リ即質疑者ハ所謂白紙委任状ハ公債證書ヲ賣
渡スノ權ヲ與フル者ナリトイヒナカラ更ニ又
本問題ノ事實ニ於テハ金員ノ貸借ハアラスシ

テ公債證書ノ使用貸借アリトイヘリ
若シ公債證書ノ義務者問題ニ所公債證書ヲ賣
ラスシテ唯々之ヲ抵當ニスルニ止マラハ其之
ヲ抵當ニスルノ権利アルハ人ノ者認ムル所
ナリ則使用貸借アリト雖モ裁判例ニ於テハ右
義務者カ亦之ヲ賣ルノ権利ヲ有スルヲ者認
ムルニ依リ若シ右ノ義務者此權利ヲ使用シテ
以テ公債證書ヲ賣ラハ則彼レ乃チ金員ノ借主
タリ但本問題ノ事實ニ於テハ公債證書ノ義務
者其公債證書ヲ抵當ニ與ヘタルニ止マル者ノ
如シ
右ノ如クナルヲ以テ余ハ論結ヲ為スル尤ノ如

第一 若シ公債証書ノ無記名ナラハ縱令ニ所
謂丁者ハ公債証書及ヒ署名調印シタル白紙
ヲ盗ミタル者ナリモ銀行ノ之ヲ抵當ニ取り
タルハ有効ナリトス
第二 若シ又公債証書ノ記名ナルニ於テハ其
事柄ヲ填補ヒスシテ唯々署名調印シタル別
ニ添ヘシ所ノ白紙ヲ有効ト者認ムル裁判所
ハ實ニ諸種ノ點ニ於テ慨嘆ニ勝ヘリル者ナ
ルカ故ニ大審院ニ於テ其裁判例ヲ廢止スル
ヲ善トス

第三 若シ其別ニ添ヘシ署名調印シタル白紙

ノ所持者自己ノ利益トナルヘキ事ヲ以テ之
ヲ填補シ公債証各ヲ賣渡シ又ハ之ヲ抵當ニ
スルコトアラハ是レ即犯罪人ニシテ各因皆白
紙擅用ノ罪ト為シテ之ヲ罰ス(獨リ日本ハ其
例外ナリトス)尚ホ佛国刑法(第四百七條)ヲ参
看スヘシ(其刑ハ一年以上五年以下ノ禁錮ナ
リ)

東京ニ於テ千八百八十五年十二月十五日

ボフソナーード 手署

懲戒ノ点ニ於ケル裁判所ノ階級

懲戒ノ点ニ関シテ千八百八十三年八月三十
日ノ司法組織改正法以前ハ裁判所ノ間ニ階級
ノ存スルアリシカ右改正法ハ悉ク之ヲ廢止シ
今日懲戒ノ点ニ於テハ諸裁判所ノ間ニ復々階
級ナシ

盖千八百八十三年ノ改正法以前ハ控訴院ハ始
審裁判所ノ職員ニ對シ始審裁判所ハ治安裁判
所ノ職員ニ對シ懲戒權ヲ有セシカ故ニ懲戒ノ
点ヨリ觀ル時ハ裁判所ノ階級三等ニシテ治安
裁判所ハ始審裁判所ニ屬シ始審裁判所ハ控訴
院ニ屬セリ其他大審院ハ都テ法官ニ對シ懲戒

権ヲ有セシカ故ニ若シ之ヲ階級中ニ加フルハ控訴院ノ上ニ位シ裁判所ノ階級更ニ四等トナルヘシ

右ノ外諸裁判所ハ又各其裁判所ノ職員ニ対シ檢察官ハ治安裁判所ノ職員ニ対シテ懲戒権ヲ有シ而シテ司法卿ハ普ク法官ニ対シテ懲戒権ヲ有セリ此ノ如ク懲戒権ノ所屬一ニ歸セスシテ諸官憲ニ分属シ煩雜太甚シク不都合亦少クヲオリシカハ其制ヲ整革シ懲戒権ヲ唯一ノ最上裁判所ニ集合スル一輿論ノ同意スル所ト爲リ千八百八十三年ノ改正法ヲ議決スルニ至リ終ニ諸法官ニ対スル懲戒権ヲ舉ゲテ上等會議

ニ属セリ右改正法ニ其大審院ヲ以テ上等ル者ト會議ト爲シテ其大審院ニハ同等會議ノ懲戒権ニ属シ懲戒ノ点ニ於テハ諸裁判所ノ間ニ復々階級ナキ一前ニ述フルカ如シ茲ニ千八百八十三年改正法中懲戒権ニ関スル法文ヲ抄載シテ以テ参考ニ供ス

第十三条 大審院ヲ以テ法官ノ上等會議トス但シ右ノ資格ヲ以テ決議ヲ爲スニハ必ス各司法官ノ總會ヲ要ス
法官ノ上等會議ニ於テハ大審院ノ大候事ヲ以テ政府ノ名代トス

第十四条 法官ノ上等會議ハ大審院及ヒ控

訴院ノ院長、局長、判事、始審裁判所ノ長、局長、
判事、判事補、治安裁判所ノ判事、判事補ニ對
シテ共和十年、テ、ルミド、ル月十六日元老
院決議第八十二條、千八百十年四月二十日
ノ法律第七章及ヒ千八百五十二年三月一
日、布告第四条、第五条ニ從ヒ現時大審院
控訴院及ヒ始審裁判所ニ屬スル總テノ懲
戒權ヲ執行ス可シ

右ノ如ク懲戒ノ權ハ一切上等會議ニ屬スト、
司法卿ハ無論何ニ仍リ法官ヲ監督スルノ權ヲ
有シ之ニ譴責狀ヲ與フルヲ得即千八百八十
三年ノ改正法第十七條ニ其明文ヲ掲クルト左

ノ如シ

第十七條 司法卿ハ民事高事ノ諸裁判權ニ
屬スル法官ヲ監督スルノ權ヲ有スヘシ
同卿ハ法官ニ譴責狀ヲ与フルヲ得可シ但
シ譴責ヲ受クヘキ本人院ノ局長具判事又
ハ裁判所ノ長、其局長、其判事、其判事補ナル
中ハ譴責狀ヲ院長ヨリ送達シ本人檢務官
ナル時ハ大檢事ヨリ之ヲ送達ス

証書ヲ登記スルトイフ事ノ解

証書ヲ登記スルトハ其全部ヲ謄写スルヲ謂フ

登記簿ノ事

凡ソ登記スヘキ諸証書ハ皆所有権ヲ組成スルニ関係アル者共ナルカ故ニ登記ノ事タル極メテ重大ナリトス是ヲ以テ証書ノ登記即チ謄写ハ極メテ精密ヲ要ス且通常ノ紙片ニ謄写スル時ハ散佚毀損ノ患アルカ故ニ之ヲ免ル、ノ用意ナカルヘカラス是ニ於テ法律ハ官公署ノ簿ニ之ヲ謄写シ且之ヲ保存スヘキヲ命シタ

右ノ牒簿ハ不動産移轉簿又ハ登記簿ト稱シ各
昏入質保存役所ニ之ヲ備ヘ其局ノ官吏之ヲ監
督シ且ツ其責任ヲ負フ

登記ノ正実ナルヲ確ムル為ノ用意尤ノ如シ
登記簿ハ印紙ヲ用井第一頁ヨリ最後頁ニ至ル
マテノ頁数ヲ付シ本局所在ノ地ヲ管轄スル裁
判所ノ判事一人各頁ニ押署ス且登記簿ハ毎日
閉局ニ際リ昏入質保存役之ヲ終結スハ終結スト
其牒簿
ノ閉鎖之ヲ保証スル旨ヲ明記シ署若シ書入質保
存人一タヒ之ヲ懈レハ二百「フラン」ヨリ二千「フ
ラン」ニ至ルノ罰金ヲ申渡カレニタヒ之ヲ懈シ

ハ免職セラルル(民法第 二千二百一 条、第 二千二百
二 条)

牒簿ニ頁數ヲ付シ判事之ニ署名スルハ用紙
ヲ増減又ハ変換スルヲ防ク為ニシテ毎日法
律ニ指定シタル時限ニ於テ牒簿ヲ終結スル
ハ私ニ好意上ノ登記ヲ為スヲ防ク為メナリ

何トテ
手續ヲ為スハ
牒簿終結
モ得カレハ
何ノ

登記簿ノ公示ノ性質ヲ有スルヲハ其目的ニ觀
テモ知ルヘシ因テ書入質保存役ハ請求者アル
毎ニ其登記シタル証書ノ写ヲ下付セカレハカ
ラス若シ曾テ証書ヲ登記セカリシハ登記之
レナキ旨ノ証書ヲ下附セカレハカラス(民法第

二千百九十五条及七第二千二百二条

登記ノ定義

以上論述シタル所ニ拠レハ登記トハ本末第三者ニ対シテ抗弁スルコトヲ得ヘキ証書ノ全部ヲ各入質保存役所ニ備ヘタル特別ノ簿(但何人ヲ問ハス其登記シタル証書ノ写ヲ請求スル者アレハ各入質保存役ハ之ヲ下渡シ、ルヘカラス是ヲ以テ右ノ簿ハ公衆ノ縦覧ヲ許スナリニ騰写スルコトヲ謂フ

登記簿ニ関スル他ノ簿

登記簿ニ関シテ受領番号牒及ヒ类别目錄牒ト稱スル簿アリ其受領番号牒ハ印紙ヲ用井第
一頁ヨリ最後頁ニ至ルマテノ番号ヲ附シ裁判所判事一名各頁ニ押署ス而シテ各入質保存役
毎日閉局ノ際之ヲ終結シ若シ之ヲ懈レハ登記簿ニ於ケルト同一ノ罰ヲ受ク又类别目錄牒ハ常ノ紙片ヲ用井別ニ法式ヲ復井ス

受領番号牒ノ事

凡ソ不動産移轉ノ証各ハ人民之ヲ差出スニ隨ヒ一々其目前ニ於テ直ケニ之ヲ登記スルコト能ハルナリ蓋シ公示ノ原則ヲ適用スヘキ証各ハ独り不動産移轉ノ証書ニ止マラスシテ書入質又ハ先取特権ノ由テ生スヘキ諸書及ヒ不動産差押ノ調書ノ如キモ亦之ヲ公示スヘキナリ

是ヲ以テ各書入質保存役所ニ於テハ三箇ノ牒
簿アリテ一ハ不動産ノ移轉一ハ書入質及ヒ先
取特権一ハ不動産差押ヲ記載スルニ供ス然ル
ニ該局ノ事務ハ頗ル煩雜ニシテ既ニ記入シタ
ル債権明細書ノ欄外ニ代権讓替住所ノ移轉等
ヲ注記セケルヘカラス記入ノ塗抹ヲ為カ、ル
ヘカラス登記又ハ記入ニ関シ諸種ノ昏付ヲ人
民ニ下渡シ、ルヘカラス而シテ人民ノ是レ等
ノ諸件ヲ請求スル者各、一時ニ其求メヲ得ル
能ハス必ス其出頭シタル順次ニ隨フ者ナリ且
夫レ此順次ハ不動産移轉証書ノ登記及ヒ昏入
質記入ニ関シ最モ注意ヲ嚴密ニセケルヘカラ

ス何トヤレハ物權ヲ獲得スルノ順序ハ大抵先
來者ノ權利ヲ最優ト為スノ原則ヲ以テ定メラ
ル、者ナルニ其物權ノ由ラ生スル諸証書ノ日
附ハ登記又ハ記入ノ日附ニ外ナラカレハナリ
而シテ所謂書入質保存役ナル者モ亦人間ナレ
ハ時トシテハ誤謬遺失ナキト能ハス是レ即受
領番号簿ノ由ラ設ケラル、所以ニシテ昏入質
保存役ハ其登記ノ為メ受領シタル不動産移轉
証書又ハ記入ノ為メ受領シタル債権明細昏ヲ
日々番号ヲ以テ受領番号牒ニ記入スヘク若シ
之ヲ懈ルハ上ニ記シタル罰ヲ被フルヘシ又
登記々入ノ請求者ニハ受領番号牒ノ番号ヲ記

入シタル印紙ノ受領証書ヲ下附ス而シテ昏入
質保存役ノ証書又ハ債権明細書ヲ受領番号牒
ニ記入スル順序ハ必ス其之ヲ受領シタル順序
ニ依ルヘキナリ

類別目錄ノ事

不動産ノ移転ヲ登記シ昏入質先取特權ヲ記入
スト虽若シ速ニ其日附等ヲ檢出スルノ方法ナ
クシハ多ク其用ヲ為リ、ルヘシ何トナレハ則
登記及ヒ記入ヲ公示スル所以ハ第三者ノ獲得
シ又ハ昏入質トシテ受取ラント欲スル所ノ不
動產ヲ現ニ所持スル者カ果シテ其所有者ナル
ヤ且如何ナル条件ヲ以テ之ヲ所有スルヤノ仔

細ヲ其第三者ニ於テ了知スルヲ要スル時登
記又ハ記入ノ写ヲ下附スルヲ請求スルノ權
カアルカ為ニシテ是カ為メ其第三者ハ昏入質
保存役ニ就キテ其不動産ノ登記又ハ記入ノ写
ヲ請求シ又ハ登記々々入ナキノ証書ヲ請求ス然
ルニ其登記又ハ記入シタルハ何年ノ何月ナリ
シヤ保存役ノ諸記セナルハ固ヨリ請求者モ亦
之ヲ知ラサルヘシ是レ即類別目錄牒ノ設アル
所以ニシテ昏入質保存役ハ其登記々々入ヲ為ス
ニ隨ヒ類別目錄牒ノ欄ヘ義務者ノ氏名ヲ記シ
其欄内ニ其記入、登記塗抹等ノ証書ノ抄写及ヒ
其証書ヲ登記々々入シタル元牒^具証書ノ受領番号

ヲ載ス(共和七年「ア」ワントー「ズ」月二十一日法律
第十八条)抑類別目錄牒ノ体裁ハ欄(一ニ欄ヲ成ス)
ヲ以テ之ヲ分ケ一人一欄トシ各欄ノ上部ニ番
号ヲ附シ大字ヲ以テ人名ヲ昏ニ欄ノ九頁ニハ
其人ノ權利ヲ載セ其右頁ニハ義務ヲ載ス例如
ハハ賣買証書ノ登記ヲ請求スル者アレハ買主
ノ欄ニ於テハ其獲得ヲ載セ賣主ノ欄ニ於テハ
其讓渡ヲ載ス又所有權ニ関スル諸記入ハ其所
有者ノ義務ノ部ニ於テ之ヲ為スナリ而シテ欄
内ニ別ニ一小欄ヲ置キ之ニ其記入ニ関スル諸
変更ヲ注記ス

「アル」フ「アベ」順目錄表ノ事

類別目錄牒ニハ登記簿又ハ記入簿ニ記載スル
ニ隨ヒ記載ヲ為スカ故ニ自ラ「アル」フ「アベ」ノ順
序ヲ逐ヒテ記載スル一能ハス故ニ別ニ「アル」フ
「アベ」順ノ目錄表ヲ製シ類別目錄牒ニ載セタル
氏名ヲ挙ク此表ニ於テハ少ク氏名ノ五字目マ
テハ字昏ノ体裁ニ依ル者トス

以上諸手續ノ要旨ヲ複説ス

以上諸手續ノ要旨ヲ更ニ複説スレハ左ノ如シ
登記簿ニ登記スヘキ証昏及ヒ昏入質記入簿ニ
記入スヘキ債權ノ明細昏ハ之ヲ差出スニ隨ヒ
番号ノ順ヲ以テ受領番号牒ニ記載シ其請求者
ニハ其番号ヲ記入シタル受領証昏ヲ下附ス

右第一段ノ手續終レハ不動産移転証書ハ登記簿ニ債権明細昏ハ記入簿ニ之ヲ謄写ス
右第二段ノ手続畢レハ其登記又ハ記入ヲ為シ畢リタルニ隨ヒ其義務ヲ負ヒタル所有者ノ氏名ヲ类别目錄牒ニ記載シ之ニ登記又ハ記入シタル事ヲ抄写シ其元牒及ヒ其受領番号ヲ載ス然ル后又義務者ノ氏名ヲ「アル」フ「べ」順目錄表ニ挙ク此目錄表カ即檢出ノ用ヲ為ス者ナリ
昏入質保存役所ニ於テハ不動産所有者ノ有様ニ就テ公示ヲ為ス者ニシテ不動産ノ模様ニ就テ公示ヲ為ス者ニ非ス
以上ニ記載シタル公示ノ手續ニ拠レハ所謂公

示ハ不動産ニ就テ之ヲ為ス者ニ非スレテ不動産所有者ノ氏名住所ニ就テ之ヲ為ス者ナリ尤モ從來屢昏入質保存役ニ地籍ヲ下渡カン「ラ」企テタル者アリト虽地籍ノ図牒不完全ナルカ故ニ卒ヒニ之ヲ果シ、リキ是ヲ以テ今日ハ果々ノ不動産ニ就キテ其移轉又ハ昏入質先取特權有無ノ詳細等ヲ檢出スル「能ハス」若シ之ヲ檢出セント欲セハ其不動産ノ所有者ノ氏名ヲ昏入質保存役ニ申立テ、以テ之ヲ取調フヘシ之ヲ要スルニ昏入質保存役所ニ就キテ知ルヘキ所ノ者ハ不動産所有者ノ有様ニシテ不動産ノ模様ニハ非ナルナリ